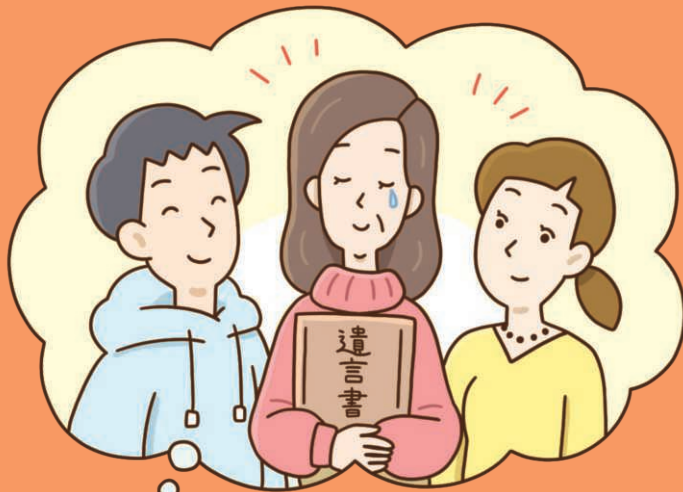




やさしい信託のはなし

相続・遺言と信託



一般社団法人

信託協会

はじめに

～遺言は、のこされた方々への心くばり～

ご自身の財産について考えるべきことは、ライフステージに応じて異なります。まずは「ためる」こと、「ふやす」ことから始まり、やがて老後の生活のために蓄えた財産を「まもる・いかす」こと、ゆくゆくは次の世代に「つなぐ・ゆずる」ことも考えていく必要があります。

このパンフレットでは、財産を「つなぐ・ゆずる」ことを考えるうえで、まずは知っておきたい相続・遺言に関する基礎知識や、そのときに役立つ信託について、やさしく解説します。

さて、「遺言」という言葉を聞いて、どのように感じましたか？

「今のところ大きな病気もしていないし、まだまだ先の話だな」と感じた方。元気なときだからこそ、時間をかけて家族のことや財産のことに想いをめぐらせることができます。

あるいは、「財産は自宅くらい。大富豪じゃあるまいし、遺言を書くなんて大げさだよ」と感じた方や、「うちは家族の仲がいいから、自分が遺言を書かなくても、よく話し合っ決めてくれるだろう」と感じた方。実は、のこされた財産を、全員が納得のいく形で引き継ぐことは、思っている以上に大変な作業なのです。

あなたの意思を示した遺言があるかどうかで、あなたの相続をめぐる状況は大きく変わってきます。つまり遺言は、いつかその時が訪れたときに、のこされた方々が相続をめぐって戸惑ったり、争ったりすることがないようにするための「心くばり」なのです。

これを機に、相続や遺言について、一緒に考えてみませんか。

第1章 自分の意思に沿った相続のために

相続の基本的な流れ	3
どんな財産が相続の対象になるの？	5
財産はどのように引き継がれるの？	5
法定相続人とは	6
法定相続分とは	7

第2章 遺言のイロハ

遺言の作り方	9
普通方式の遺言	9
遺言に書けること～遺言事項～	12
遺言に書けること～付言事項～	14
知っておきたい！ 相続に関する制度	15
相続税に関するいろいろな制度	17
Q&Aコーナー	19

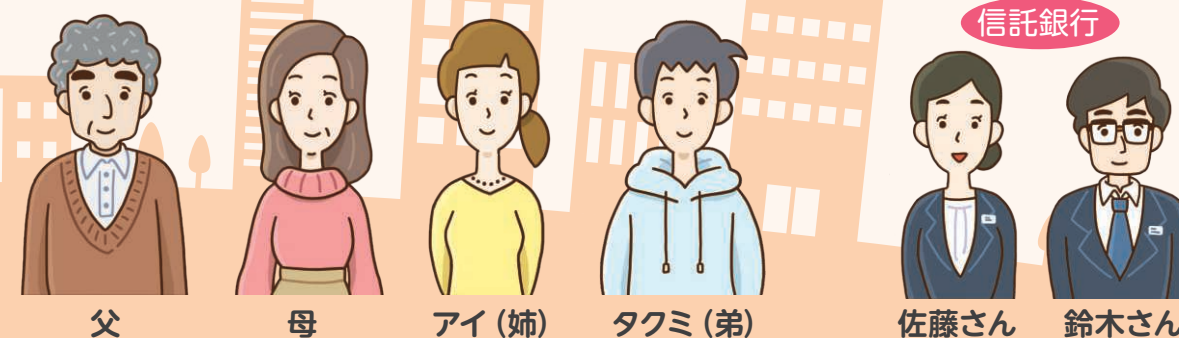
第3章 考えてみよう！ 私の遺言

自分の財産を把握する	21
財産をどのように分けるか考える	23
遺言の執行について考える	25
家族へのメッセージを考える	26

第4章 信託銀行等でできること

遺言書の作成から執行まで一貫してサポートを受けたい方へ	27
遺言書の作成以外の方法も検討したい方へ	31
困ったことがあったら～信託相談所～	37
信託協会のご案内	

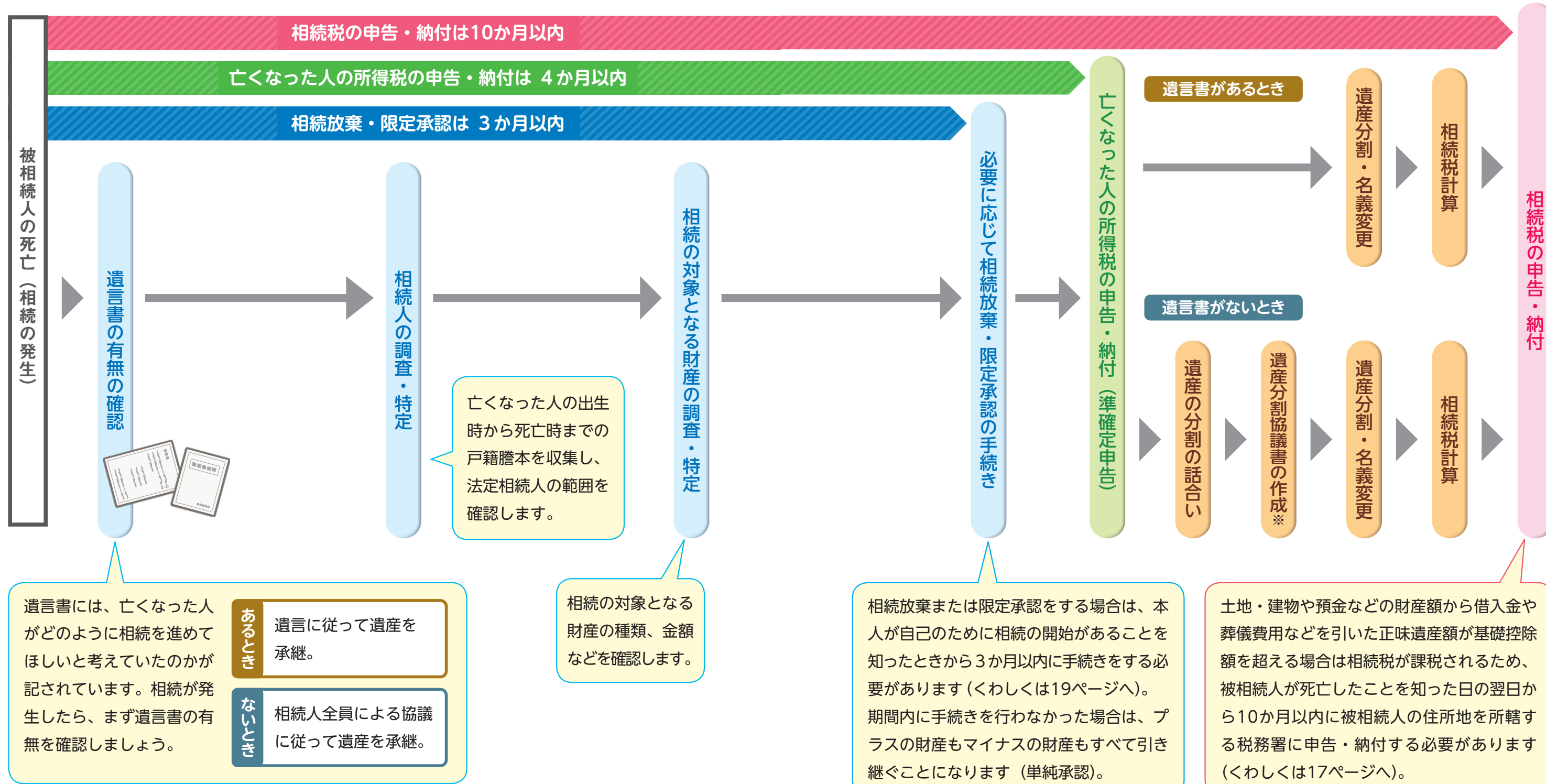
登場人物



自分の意思に沿った相続のために

相続とは、ある人が亡くなったときに、その人の財産を配偶者や子どもなどの関係者が引き継ぐことをいいます。相続では、亡くなった人を「被相続人」、被相続人の財産を引き継ぐ人を「相続人」、被相続人の財産を「遺産」または「相続財産」といいます。

◆相続の基本的な流れ



※10か月以内に遺産分割協議が成立しなかった場合は、一度、法定相続分または包括遺贈の割合で相続したものと仮定して相続税を申告・納付したうえで協議を継続します。そして協議の成立後、相続税の修正申告・更正請求ができます。

◆どんな財産が相続の対象になるの？

現金や預貯金、株式などの有価証券、土地・建物などの不動産のようなプラスの財産だけでなく、ローンなどのマイナスの財産も相続の対象になります。

自分がどんな財産を持っているか、チェックしてみましょう

+ プラスの財産	
☐ 現金 	☐ 預貯金 
☐ 有価証券 (株式、投資信託、国債など)	
☐ 自宅 	☐ 自宅以外の 不動産
☐ 土地	☐ 自動車 
☐ 美術品 宝石 	☐ ゴルフの 会員権など
☐ その他 ()	

- マイナスの財産	
☐ 住宅ローン	☐ 自動車 ローン 
☐ 借金	☐ 連帯債務
☐ その他 ()	



◆財産はどのように引き継がれるの？

被相続人が亡くなると相続が開始され、被相続人の財産は、原則として民法で定められた範囲の相続人（法定相続人）に引き継がれます。

相続人が複数いる場合と遺産分割

相続人が複数いる場合、相続人全員が民法で定められた取り分の割合（法定相続分）に従って遺産を共有します。相続人が複数いる場合の相続を「共同相続」といい、複数いる相続人を「共同相続人」といいます。

共同相続の場合、遺産を共同相続人全員で共有している状態となるため、一部の相続人だけで遺産の名義変更や売却などを行うことができません。このため、「遺産分割」という手続きを行って、遺産のそれぞれについて帰属先を決めて共有状態を解消する必要があります。

共同相続人は、話し合い（遺産分割協議）によって遺産分割を行うことができます。遺産分割協議が成立しないときは、家庭裁判所の調停または審判によって遺産分割を行うことができます。



遺産分割の方法と遺言

被相続人は、遺言を作成することによって、相続人が複数いる場合の遺産分割の方法を指定することができます。

たとえば「配偶者が住み慣れた自宅で暮らし続けられるようにしたい」「土地や農地は事業を継いでくれる子どもにのこしたい」というように、財産の引き継ぎ方について具体的な考えをお持ちの方は、どの財産をどの相続人に引き継がせるかを指定することができます。

遺言では、遺産分割方法の指定だけでなく、相続に関するさまざまな事柄を決めることができます（くわしくは12ページへ）。



◆法定相続人とは

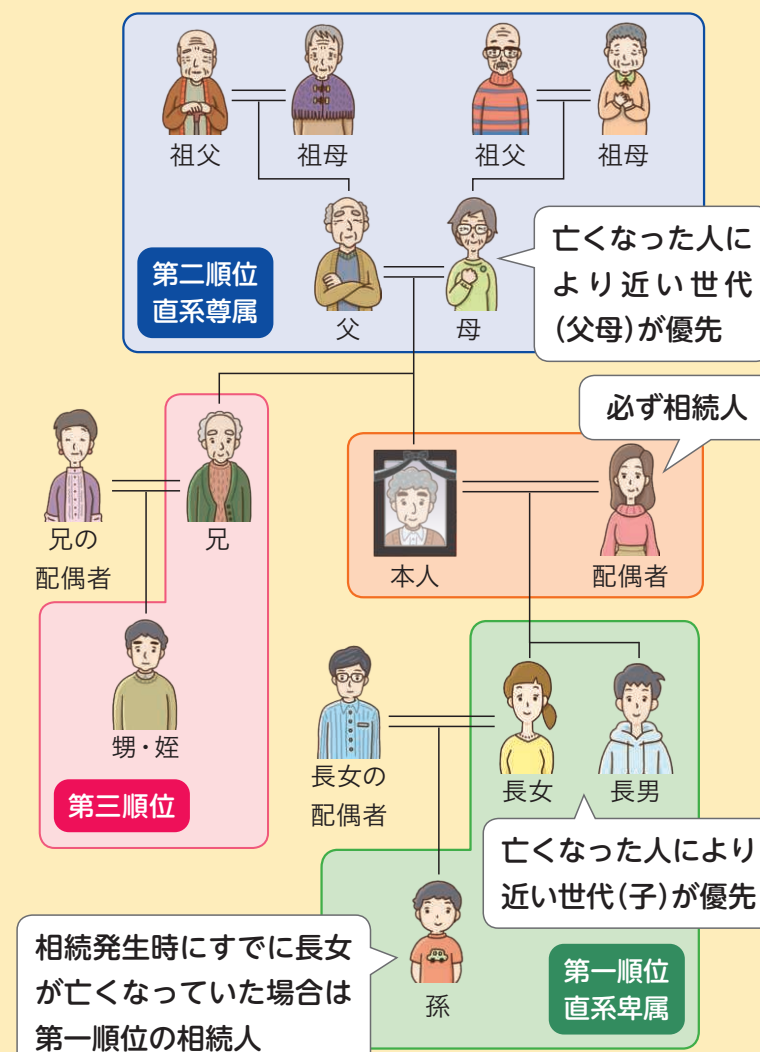
法定相続人となるのは、亡くなった人の配偶者と血族です。

血族とは、亡くなった人の子、孫などの直系卑属、亡くなった人の父母や祖父母などの直系尊属、亡くなった人の兄弟姉妹などのことです。

血族については法定相続人になる順番が定められており、先の順位の人がある場合には、後の順位の人には法定相続人にはなりません。

なお、相続人の第一順位となるはずの子がすでに亡くなっており、その子の子（亡くなった人の孫）がいる場合には、この孫が第一順位の法定相続人となります。このように相続人の死亡などにより直系卑属が代わって相続することを代襲相続といいます。相続人になるはずだった兄弟姉妹が亡くなっていた場合も同様に、その子（亡くなった人の甥、姪）が相続人となります。

法定相続人の範囲



◆法定相続分とは

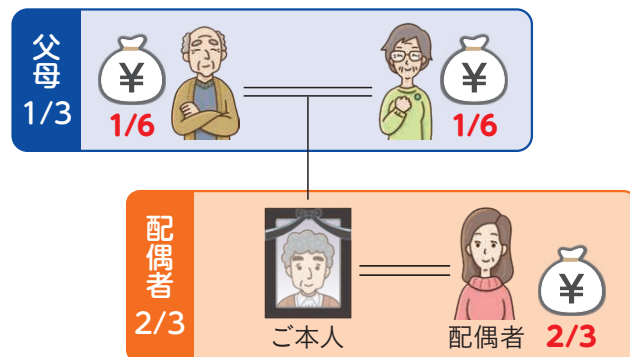
法定相続分とは、法定相続人が複数いる場合に、それぞれが引き継ぐ遺産の割合のことで、相続人の組合せに応じて決まります。同じ順位の人複数いるときは、人数に応じて均等に分けます。たとえば、子が2人の場合は、それぞれの取り分が1/4ずつになります。

法定相続分の割合

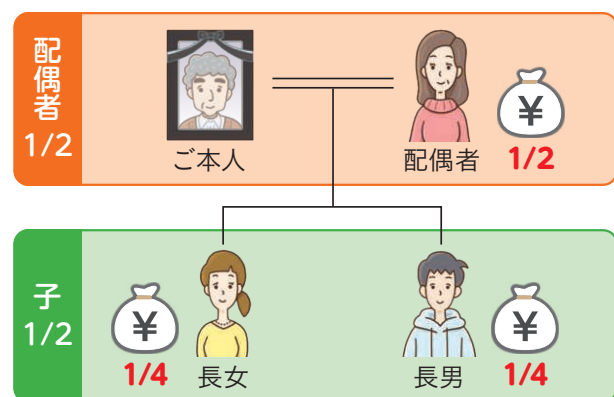
■相続人が配偶者のみの場合



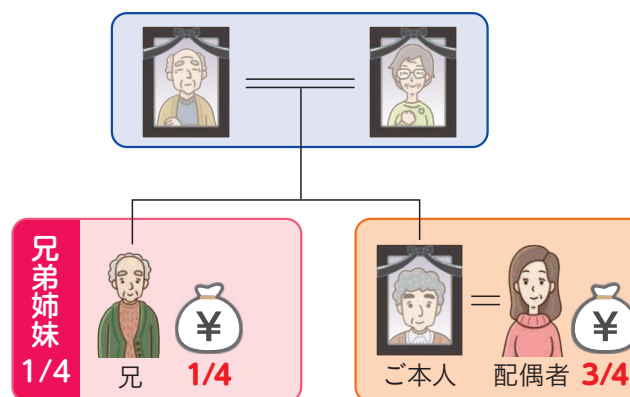
■相続人が配偶者と親（直系尊属）の場合



■相続人が配偶者と子（直系卑属）の場合



■相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合



遺留分とは

亡くなった人の配偶者、子などの直系卑属、父母などの直系尊属には、民法で保障されている最低限の遺産の取り分があり、これを遺留分といいます。

遺言により遺贈、相続分の指定や遺産分割方法の指定ができますが、たとえば、配偶者と子2人がいるときに、「長男のみにすべての財産を相続させる」など、遺留分を有する相続人（遺留分権利者）の遺留分を侵害する内容の遺言を作成した場合には、その遺言により遺産を引き継いだ人は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払の請求（遺留分侵害額請求）を受ける可能性があるため、注意が必要です。

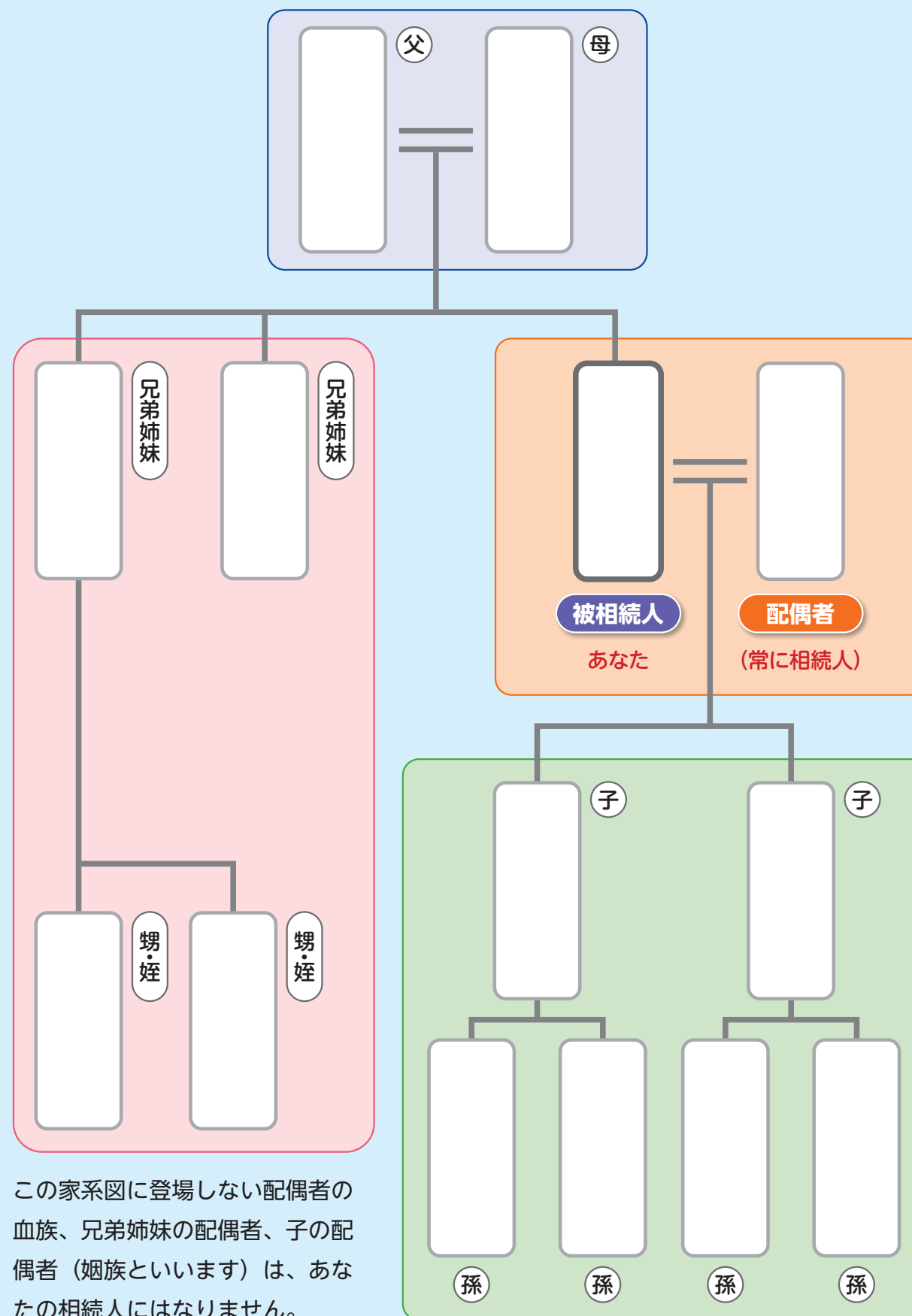
遺留分の割合

相続人のパターン	全体の遺留分	相続人の遺留分			
		配偶者	子	父母	兄弟姉妹
配偶者のみ	1/2	1/2	—	—	—
配偶者と子	1/2	1/4	1/4	—	—
配偶者と父母	1/2	2/6	—	1/6	—
配偶者と兄弟姉妹	1/2	1/2	—	—	無
子のみ	1/2	—	1/2	—	—
父母のみ	1/3	—	—	1/3	—
兄弟姉妹のみ	無	—	—	—	無



家系図を書いて、あなたの相続人を確認しましょう

にお名前を書き込みましょう。



この家系図に登場しない配偶者の血族、兄弟姉妹の配偶者、子の配偶者（姻族といいます）は、あなたの相続人にはなりません。

遺言のイロハ

遺言（「ゆいごん」または「いごん」）は、生前の意思を自分の死後に実現するための制度で、満15歳以上であれば利用できます。

遺言によって、これまで築いてきた財産を家族や家業の実状に応じて引き継いだり、公益活動を行っている団体に寄附したりと、自らの意思に沿って次世代に承継することができます。

◆遺言のつくり方

遺言は、遺言を作成した人（遺言者）が亡くなったときから効力を持つものです。そのため、遺言の解釈をめぐる混乱や争いが生じることがないように、民法は、遺言のつくり方として普通方式と特別方式の2つを定めています。これらの方式によらない遺言は無効です。

以下では主として利用されている普通方式の遺言についてくわしく解説します。

◆普通方式の遺言

普通方式の遺言には、遺言者が自分ひとりで作成する「自筆証書遺言」、遺言者が口授（口頭で伝えること）した内容を公証人が筆記し、遺言者の手元と公証役場で1通ずつ保管する「公正証書遺言」、遺言の内容は秘密にしたまま遺言書の存在だけを公証する「秘密証書遺言」があります。



自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、遺言者が、その全文、日付および氏名を自書し、印を押して作成するものです。

自書とは、「自分自身の手で書く」ことですので、パソコンなどで作成したものや、遺言者以外の人々が代筆したものは無効です。ただし、自筆証書に添付する財産目録については、記載のあるページに署名押印すること以外の決まり

メリット

- 第三者が関与せず、自分ひとりで作成できる
- 費用がかからない
- 遺言の存在、内容を秘密にできる

デメリット

- 形式の不備により遺言が無効になるおそれがある
- 遺言の内容に不明確な箇所があっても気づきにくい
- 相続人が遺言の存在に気づかないまま相続手続きを進めてしまうおそれがある
- 発見された遺言が偽造・破棄・隠匿されるおそれがある

はないため、パソコンなどで作成したり、遺言者以外の人々が代筆したりすることができます。また、預貯金の目録として通帳の写しを、土地の目録として登記事項証明書を添付することもできます。

なお、遺言者が亡くなった後、相続人が自筆証書遺言の内容を確認する際には、原則として家庭裁判所による検認（下のコラム参照）が必要となります。



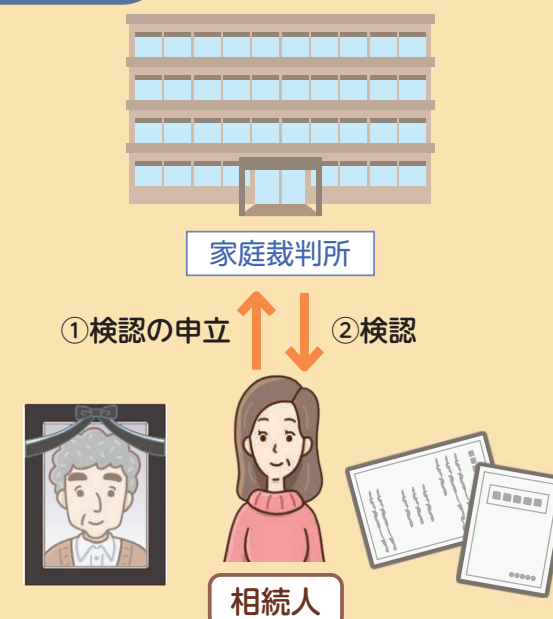
検認とは

遺言の偽造・変造を防止するために、遺言の存在、内容、形状などを明確にして相続人などの関係者に通知する手続きを検認といいます。

自筆証書遺言または秘密証書遺言を見つけた相続人は、その場で遺言の内容を確認するのではなく、まずは、遺言者の出生時から死亡時までの戸籍謄本や相続人全員の戸籍謄本などを添えて家庭裁判所に提出し、検認の請求をしなければなりません[※]。

なお、検認は遺言の効力そのものを確定させる手続きではないため、検認を受けた遺言が、後に内容の不備などのために無効となることもあります。

検認請求



[※] 2020年7月10日からスタートした法務局における自筆証書遺言の保管制度を利用した場合、一定の手数料がかかりますが、家庭裁判所による検認は不要となります。

公正証書遺言

公正証書遺言とは、遺言者が公証人に遺言の内容を口授し、公証人がその内容を筆記して作成するものです。手話通訳や筆談による作成も認められています。

作成の際は、遺言の内容に利害関係のない2人以上の証人が立ち会います。遺言者と証人は、公証人が記述した内容を確認し、署名押印します。その後、公証人が、法律の規定により



この遺言を作成したことを付記したうえで署名押印し、遺言書が完成します。

遺言書の原本は公証役場に保管され、正本（原本と同じ効力を備えた写し）と謄本（公正証書の内容を証明する資料として利用できる写し）が遺言者に交付されます。

メリット

- 公証人の力を借りて、有効な遺言を作成できる
- 家庭裁判所による検認が不要なので、速やかに遺言が執行できる
- 原本が公証役場に保存されるため、偽造・破棄・隠匿の可能性が非常に低い

デメリット

- 2人以上の証人を立てて公証人に作成を依頼する手間や、一定の費用がかかる
- 証人に遺言の内容を知られてしまう

秘密証書遺言

秘密証書遺言とは、署名押印した遺言書を封入した封書を公証人に提出し、2人以上の証人の立会いのもと、封書の中身が自らの遺言書であることを公証してもらうものです。遺言書は、遺言者が自筆やパソコンなどの任意の方法



で作成します。秘密証書遺言は、生前には誰にも遺言の内容を知られたくない場合に利用することが考えられます。なお、開封時には家庭裁判所による検認が必要となります。

メリット

- 公正証書遺言よりも費用を抑えられる
- 遺言の内容を秘密にできる

デメリット

- 形式の不備により遺言が無効になるおそれがある
- 遺言の内容に不明確な箇所があっても気づきにくい

公証人・公正証書とは

法曹有資格者（裁判官・検察官・弁護士）や、法曹有資格者に準ずる学識経験を有し選考を経た者の中から法務大臣によって任命される国家公務員を公証人といい、公証人が法令に従い、当事者の依頼に応じて作成する公文書を公正証書といいます。



◆遺言に書けること～遺言事項～

遺言のつくり方だけでなく、遺言によって法的な効果を持たせることができる事項（遺言事項）についても法律で定められています。主な遺言事項は次のとおりです。

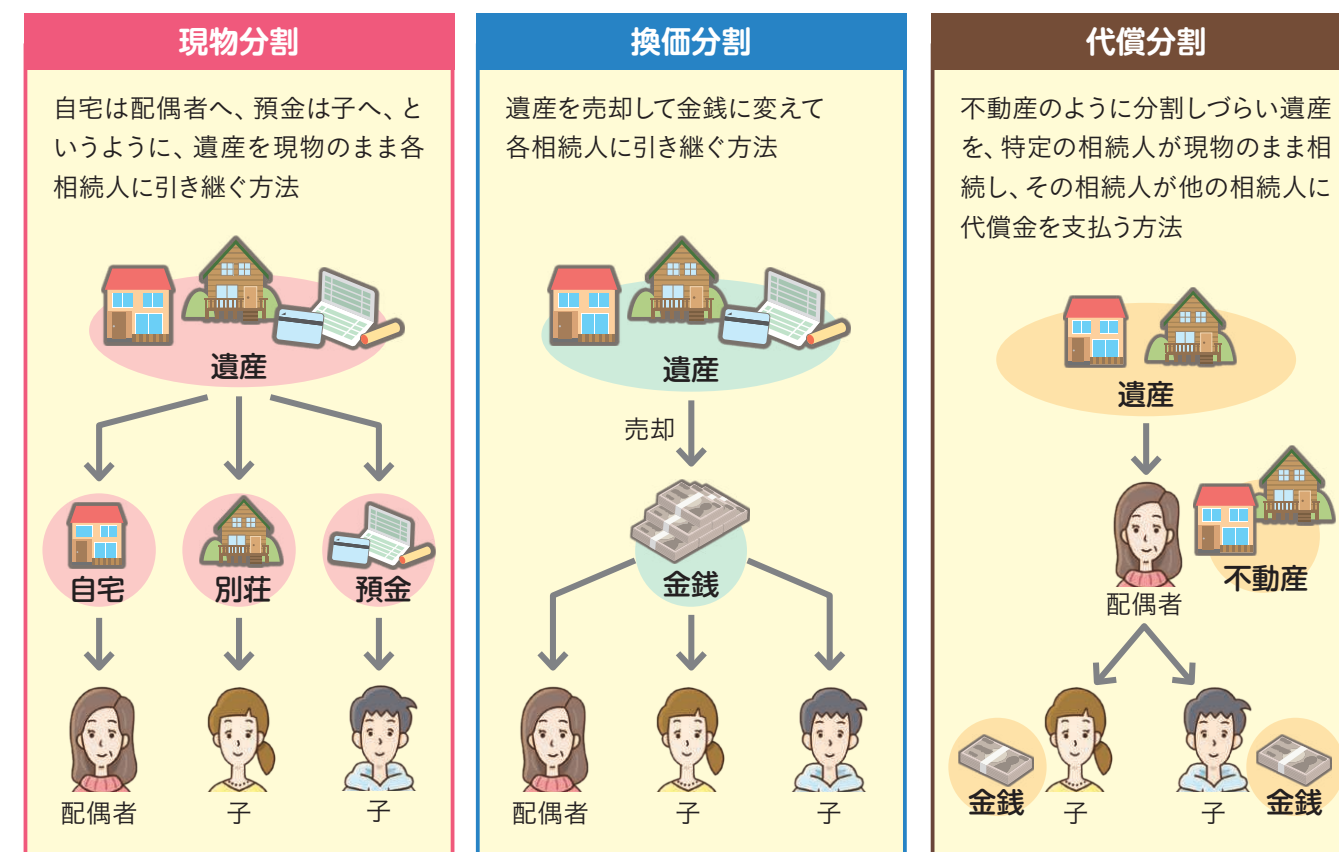
相続に関する事項

● 相続分の指定

相続人が相続する割合を法定相続分とは異なる割合で指定できます。

● 遺産分割方法の指定

どのような方法で遺産分割を行うかを指定できます。遺産分割の方法には現物分割、換価分割、代償分割などがあります。また、相続開始から5年以内に限り遺産分割を禁止できます。



● 推定相続人の廃除および廃除の取消し

相続人について一定の事由（遺言者に対する虐待、重大な侮辱、その他の著しい非行）がある場合、家庭裁判所に請求して、その人物の相続権をはく奪することを廃除といいます。

遺言により、廃除の意思表示・生前廃除の効力の取消しの意思表示をすることができます（これらの場合、遺言執行者が家庭裁判所に廃除の申立を行います）。

■ 廃除の理由の例



●遺贈

遺贈とは、遺言によって財産の全部または一部を与える処分行為です。遺贈を行うことで、相続人以外の人にも財産を引き継ぐことができます。遺贈を受ける人のことを受遺者といいます。

遺贈には、特定の財産を受遺者に与える特定遺贈と、財産の全部または一定割合で示した部分を受遺者に与える包括遺贈があります。

●一般財団法人設立のための寄附行為

一般財団法人を設立する意思を表示し、定款に記載すべき内容を定めることができます（遺言執行者が、遺言に基づいて定款の作成、財産の拠出などを行います）。

●信託の設定

信託は、当事者間の契約（信託契約）により設定することが一般的ですが※、信託を引き受ける人や信託を設定する目的などを遺言で定めること（信託遺言）によっても設定できます。

信託遺言によって設定される信託は、遺言者が亡くなったときに効力が発生します。

※信託契約により設定する信託の基本的なしくみについて、31ページで詳しく説明します。

身分に関する事項

●認知

嫡出でない子（婚姻関係にない男女の間に生まれた子）を認知することができます（遺言執行者が役所に認知の届出を行います）。

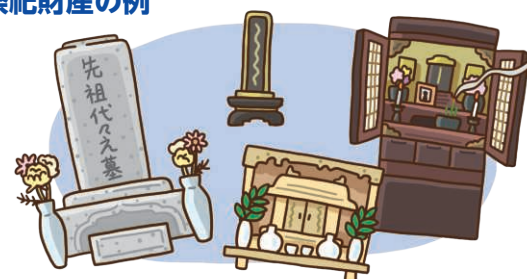
●未成年後見人などの指定

遺言者のみが親権を持つ未成年の子がいる場合に、自分の死後の備えとして、未成年後見人や未成年後見人を監督する未成年後見監督人を指定することができます。

●祭祀の承継者の指定

お墓や仏壇、仏具などは、祭祀財産と呼ばれ、相続の対象になりません。この祭祀承継者を遺言で指定することができます。

■祭祀財産の例



後見制度とは

は後見制度支援信託の対象

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る後見人などを選ぶことで、法律的に支援する制度

未成年後見制度

両親が亡くなるなど、未成年者（本人）の親権者がなくなった場合に、本人の権利を守る未成年後見人を選ぶことで、法律的に支援する制度

法定後見制度

本人の判断能力が不十分になってから家庭裁判所に審判の申立を行い、家庭裁判所によって、後見人などが選ばれる制度

任意後見制度

判断能力が不十分になる前に、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度

本人の判断能力

後見

欠けている

保佐

著しく不十分

補助

不十分

後見制度には、成年後見制度と未成年後見制度があります。後見制度による支援を受けている方は、後見制度支援信託（34ページ）を利用できる場合もあります。

遺言執行者に関する事項

●遺言執行者の指定

遺言執行者を指定すること、また、遺言執行者の指定を第三者に委ねることができます。遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、遺産

の管理や遺言の執行に必要となる一切の手続きを行います。

遺言執行者とは

遺言の内容を実現することを遺言の執行といい、遺言の執行に必要となる一切の手続きを行う人を遺言執行者といいます。

相続人や受遺者、信託銀行や信託会社などの法人や弁護士などの専門家を遺言執行者に指定することが一般的です。

遺言執行者は、単独で手続きを進めることができる権限を有しており、相続人であっても、遺言執行者の就任後は勝手に遺産を処分することはできません。

遺言執行者がいない場合、相続手続きを進めるためには、原則として、相続人・受遺者全員の合意が必要となります。相続人・受遺者が多数であったり、利害の対立が生じたりすると、この合意形成に時間を要し、なかなか遺言が執行できないことがあります。

自筆証書遺言の場合には遺言執行者の記載がないケースも多く見られますが、遺言を書くときには、円滑な遺言の執行のために、遺言執行者についても検討するとよいでしょう。



◆遺言に書けること～付言事項～

遺言事項以外の事柄、たとえば、遺言を書いた経緯やそこに込めた想い、大切な人々へのメッセージなどについては、法的な効力を持たない付言事項として遺言に書き添えることができます。

特に法定相続分とは異なる割合で財産を引き継ぐという内容の遺言を作成した場合などは、相続人がその内容に疑問を感じることも考えられます。付言事項には法的な効力はありませんが、なぜこのような内容にしたのかを遺言に記しておくことで、相続人の理解が得られやすくなり、円滑な遺言の執行が期待できます。

信託銀行や信託会社などでは、「遺言信託」という名称で、遺言書の作成や保管、遺言執行などを行うサービスを提供しています。「遺言信託」については、27ページで詳しく説明します。



◆知っておきたい！ 相続に関する制度

2018年に民法（相続法）の大改正が行われ、相続に関する新しいしくみが創設されました。ここではその一部について解説します。

特別の寄与

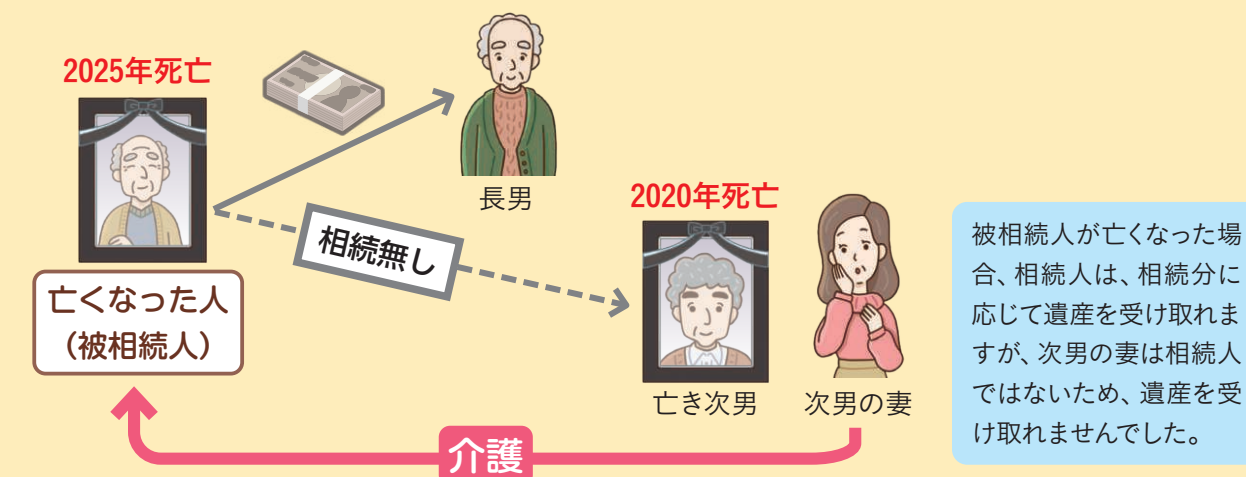
これまで、亡くなった人の相続人以外の親族が、亡くなった人の介護などを献身的に行っても、相続でその貢献が考慮されるしくみにはなっていませんでした。

そこで、2019年7月1日から、特別の寄与の制度が創設されました。亡くなった人に対して

無償で献身的な介護を行ったなどの特別な寄与が認められる人（特別寄与者）は、相続開始後、相続人に対して金銭の支払を請求できます。なお、介護士など親族でない方は特別寄与者になることはできません。

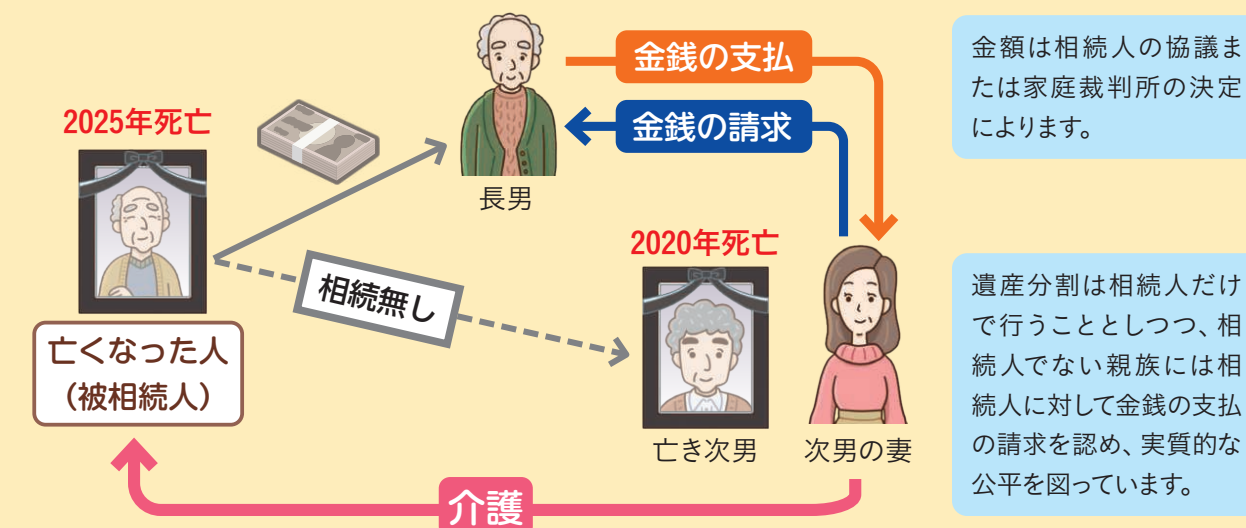
事例 亡き次男の妻が、夫の父親である被相続人の介護をしていた場合

■制度創設前 相続人でない人は、献身的に被相続人の介護を行っても、遺産を受け取ることができない。



■制度創設後 相続人でなくとも相続開始後に相続人に金銭の支払を請求できる。

→介護などの貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。



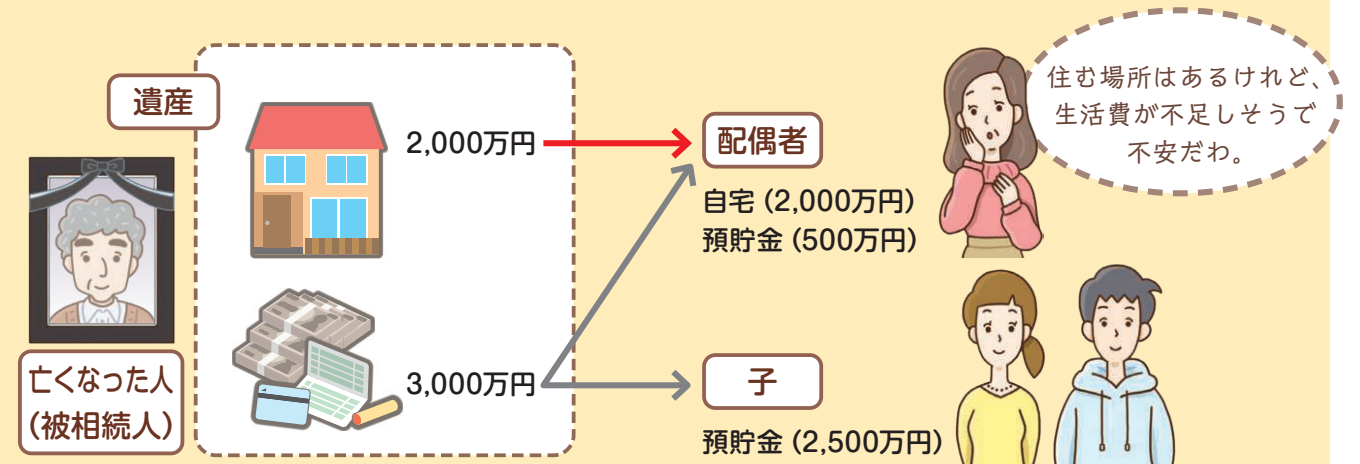
配偶者居住権

これまで、「主な遺産が預貯金と自宅である」という典型的な相続の場面において、亡くなった人の配偶者が、遺産分割の結果、自宅を売却しなければならず、住む場所がなくなったり、自宅を相続できたものの現預金をほとんど手にすることができなかつたりして、生活に支障をきたすことがありました。

この問題を解決するため、2020年4月1日から、配偶者居住権が創設されることとなりました。これにより、亡くなった人と自宅で同居していた配偶者が、遺贈または遺産分割により配偶者居住権を取得した場合には、生活費にあてるための現預金を受け取りながら、自宅での居住を継続できるようになりました。

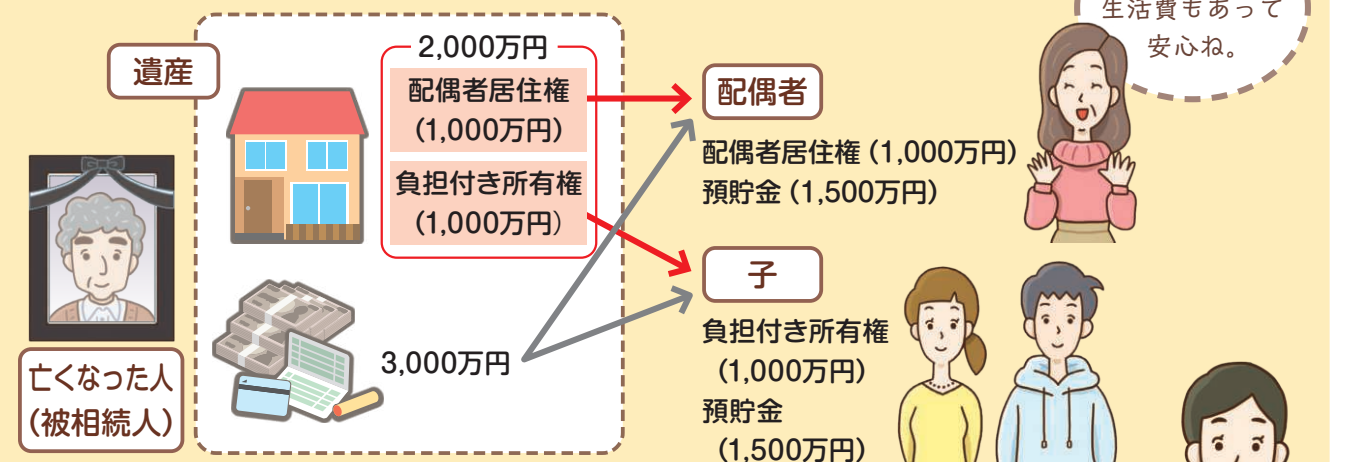
事例 相続人が妻と子、遺産が自宅(2,000万円)と預貯金(3,000万円)の場合 妻と子の相続分 = 1 : 1 (妻 2,500万円 子 2,500万円)

■配偶者居住権を設定しない場合 配偶者が居住建物を相続すると、現預金をほとんど受け取れない。



■配偶者居住権を設定した場合 配偶者は、自宅での居住を継続しながら、現預金も受け取れる。

配偶者居住権の価値を1,000万円、居住権の負担がついた自宅所有権の価値を1,000万円と仮定した場合は次のようになります。



自宅を所有しており、自分の死後も配偶者に自宅で安定した生活を送ってほしいと考えている方は、遺言を作成するときに配偶者居住権のことを思い出してくださいね。

◆相続税に関するいろいろな制度

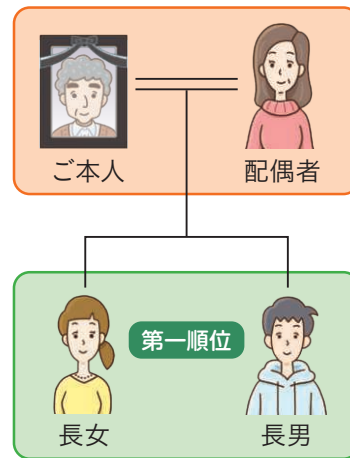
相続または遺贈により財産を取得した人に課される相続税。実は、のこされた家族の生活などへの配慮から、一定の条件を満たした相続人については、控除を受けられる制度があります。

基礎控除

のこされた家族の生活保障などの観点から設定されている、相続税が課税されるかどうかのボーダーラインとなる金額のことです。基礎控除額は、次の算式により求められます。

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

たとえば夫と妻、子2人がいる家庭で、夫が亡くなった場合、法定相続人は妻と子2人の計3人となるので、基礎控除額は3,000万円+600万円×3人=4,800万円となります。このとき、正味遺産額が4,800万円を下回るのであれば、相続税は課税されません。



配偶者の税額の軽減

亡くなった人の配偶者は、法定相続分が、1億6,000万円のどちらか多い金額までは相続税が課税されません。ただし、相続税の申告は、10か月以内に行う必要があります。

障害者の税額控除

相続人が85歳未満で障害をお持ちの場合、福祉の推進のため、一定金額を控除することが認められています。一般障害者と特別障害者の2つの区分があり、控除額は次の算式により求められます。

(一般障害者の場合)

$$10\text{万円} \times (85\text{歳} - \text{相続人の年齢})$$

(特別障害者の場合)

$$20\text{万円} \times (85\text{歳} - \text{相続人の年齢})$$

ここで紹介しているのは制度の一部です。くわしく知りたい方は税理士などの専門家に相談ください。



未成年者の税額控除

相続人が未成年の場合、相続人が20歳になるまでの養育費を考慮して、一定額の控除が認められています。控除額は次の算式により求められます。

$$10\text{万円} \times (20\text{歳} - \text{相続人の年齢})$$

贈与税額の控除

被相続人から亡くなるまでの3年以内に贈与された財産に対して贈与税を支払っていた場合、二重に税金を支払うことになるため、支払った贈与税の金額を相続税から差し引くことができます。

相次相続控除

今回の相続開始前10年以内に、祖父から父、父から子のように続けて相続があった場合、2回目の相続で、1回目の相続税の一部を差し引くことができます。

遺言は一度書いたらそれでいい？

いざ遺言を書くとなったら、相続人や財産の状況をよく考えたものにしたい。そうすると、一体いつの時点で遺言を書くのがいいのだろう？と悩む人もいるかもしれません。

実は遺言は、遺言者がいつでも、その内容の全部または一部を撤回することができる。民法で定められています。通常、遺言者が遺言を作成してから亡くなるまでには相当程度の期間があるため、その間に財産が変動したり、財産の引き継ぎ方などについて遺言者の心情が変化したりすることは当然想定されているのです。

具体的には、遺言者は、自筆証書遺言や公正証書遺言などにより、以前作成した遺言の内容の全部または一部を、いつでも自由に撤回することができます。撤回にあたり、どの遺言の方式を選択するかについても自由で、以前作成した自筆証書遺言を公正証書遺言により撤回すること、またその逆についても可能です（撤回のために作成した遺言に不備があった場合は無効となる可能性があります）。

また、次の場合には、撤回について明確な意思表示がされていなくても、遺言者に遺言を撤回する意思があったものとして扱われます。これを法定撤回といいます。

具体的には、遺言者は、自筆証書遺言や公正証書遺言などにより、以前作成した遺言の内容の全部または一部を、いつでも自由に撤回することができます。撤回にあたり、どの遺言の方式を選択するかについても自由で、以前作成した自筆証書遺言を公正証書遺言により撤回すること、またその逆についても可能です（撤回のために作成した遺言に不備があった場合は無効となる可能性があります）。

■法定撤回の例

遺言者が複数の遺言を作成しており、その遺言の内容が互いに抵触している場合

抵触している部分については、もっとも新しい日付で作成された遺言の内容が優先されます。

遺言者が遺言の内容と明らかに両立しない財産の処分を行っていた場合

遺言には子に与えると記載した不動産を、遺言者が生前に第三者に譲渡した場合などは、遺言を撤回または変更したものとして扱われます。

遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄した場合

破棄された部分について遺贈が撤回されたものとして扱われます。

遺言者が故意に遺言を破棄した場合（焼却、切断、抹消など）

破棄された部分について撤回されたものとして扱われます。なお、公正証書遺言については、原本が公証役場に保管されているため、遺言者の手元にある正本や謄本を破棄しただけでは撤回の効力は生じません。



相続人に引き継ぐつもりだった財産を他人に譲渡したときや、以前考えた内容が現在の心情に合わないと感じたときなどは、遺言の書き直しを検討しましょう。



Q&A コーナー

みなさんの疑問に
お答えします！



Q1

遺言を書いている人ってどのくらいいるの？

A

日本公証人連合会によれば、2021年1月から12月までの1年間に全国で作成された公正証書遺言は106,028件でした。公正証書遺言の年間の作成件数は、この10年間で約1.2倍となっています。

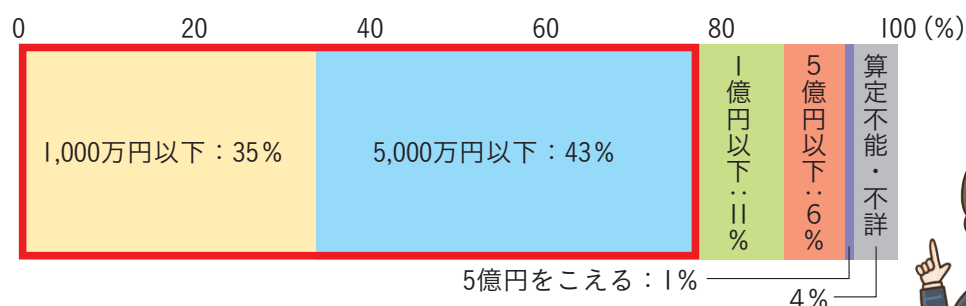


Q2

相続する財産が多くないから、うちは揉めないと思っているのだけど…。

A

2020年に家庭裁判所に持ち込まれた遺産分割事件の遺産の価額別の認容・調停成立件数をみると、遺産額が5,000万円以下のケースが78% (4,509件) で、遺産額が特に大きいケースだけで遺産分割協議が難航しているわけではないことがわかります。



司法統計令和2年度「遺産分割事件のうち認容・調停成立件数
—遺産の内容別遺産の価額別—全家庭裁判所」より作成



Q3

遺産が借金ばかりでも相続しなければいけないの？

A

相続人は、相続放棄や限定承認という選択をすることもできます。
相続放棄とは、プラスの財産かマイナスの財産かを問わず、亡くなった人の財産を一切引き継がないことです。相続放棄をする場合は、放棄を希望する相続人が単独で家庭裁判所に申し立てます。
限定承認とは、亡くなった人の債務がどのくらいあるのかわからないときなどに、相続人が相続によって得た財産の範囲内で亡くなった人の債務の負担を引き継ぐことです。限定承認を希望する場合は、相続人全員で家庭裁判所に申し立てます。
いずれの申立も、相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に行う必要があります。



Q4

遺言で財産を譲ろうと思っていた人が自分よりも先に亡くなったらどうなるの？

A

遺言の中で遺言者より先に亡くなった人について書かれた部分は無効となり、その遺産の分割方法については、法定相続人による遺産分割協議に委ねられます。このような場合に備える方法として、予備的遺言という方法があります。

たとえば、配偶者に預貯金を相続させるという遺言に加えて、配偶者が自分よりも先に、または、自分と同時に亡くなった場合には、子どもたちに均等の割合で相続させるとしておくと、初めに財産を譲ろうとした人が亡くなっても、遺言者が望んだとおりに財産を引き継ぐことができます。



Q5

知人から、亡くなった人の戸籍謄本の提出が何度も必要になって、時間もお金もかかったと聞いたよ。

A

相続の手続きでは、相続人を確定させるため、亡くなった人の出生時から死亡時までの戸籍謄本の提出が必要となる場面が多くあります。法定相続情報証明制度を利用することにより、戸籍謄本を取得する負担を軽減することができます。

法定相続情報証明制度とは、亡くなった人の戸籍謄本などと相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を登記所に提出すると、その後は無料で認証文付きの写しの交付を受けられるようになる制度です。法定相続情報一覧図の写しは、亡くなった人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、相続に関するさまざまな手続きで利用できます。



Q6

遺言を書くときはどこで相談に乗ってもらったらいいのかしら？

A

遺言を作成するときは、家族や財産など、さまざまなことを考える必要があるため、一人で書き進めるのは難しいという方も多いかもしれません。信託銀行や信託会社などが「遺言信託」というサービスを提供しているほか、弁護士などの専門家に相談することもできます。遺言信託については、27ページで詳しく説明します。



考えてみよう！ 私の遺言

いざ遺言を書いてみようと思ったら、まずは、自分にはどのような財産があるのか、その財産を誰に、どのように分けたいのかを考える必要があります。以下のワークを使って整理してみましょう。（このワークには遺言としての法的効力はありません。ご自身の覚書としてご利用ください。）

◆自分の財産を把握する

遺言を書くための第一歩は、自分の財産を正確に把握することです。5 ページでチェックをつけた財産について、具体的な内容を書き出してみましょう。

プラスの財産について整理しましょう

（記入日： 年 月 日）						
☑現金 ☑預貯金						
No.	金融機関・支店	種類	名義人	口座番号	残高	備考
(例)	●●銀行△△支店	普通		123456	〇〇〇〇〇〇〇円	

【確認するもの】通帳、取引明細など

（記入日： 年 月 日）				
☑自宅 ☑自宅以外の不動産 ☑土地				
No.	所在	地目	面積	備考
(例)	東京都●●区◆◆1丁目2番3 同上	宅地 居宅	〇〇〇㎡ 〇〇〇㎡	木造2階建て、自宅

【確認するもの】登記簿謄本、固定資産評価証明書など

相続の対象とならない財産についても書き出しましょう（保険、共済、遺言代用信託など）

（記入日： 年 月 日）			
(例) 保険会社：◆◆生命 種類：定期保険 保険金額：〇〇〇万円 受取人：□□□□			

【確認するもの】保険証券など

マイナスの財産について整理しましょう

（記入日： 年 月 日）				
No.	種別	支払・返済の相手	残額	備考
(例)	住宅ローン カードローン	(株) ■■■■■■ ◇◇◇◇◇ (株)	〇〇〇〇〇〇〇円 〇〇〇〇〇〇〇円	20XX 年 X 月完済予定 20XX 年 X 月完済予定

【確認するもの】ローンの償還表など

（記入日： 年 月 日）					
☑株式、投資信託、国債など					
No.	種別	証券会社・銘柄	数量	名義人	備考
(例)	株式	●●証券	〇〇〇株		

【確認するもの】残高証明書など

☑美術品、骨とう品 ☑宝石 ☑自動車 ☑ゴルフの会員権など

（記入日： 年 月 日）	
No.	備考

死亡保険金などは、
受取人が決まっているため
相続財産になりませんが、
財産の分け方を考えるときに
考慮する必要があるので、
あわせて書き出してみましょう。



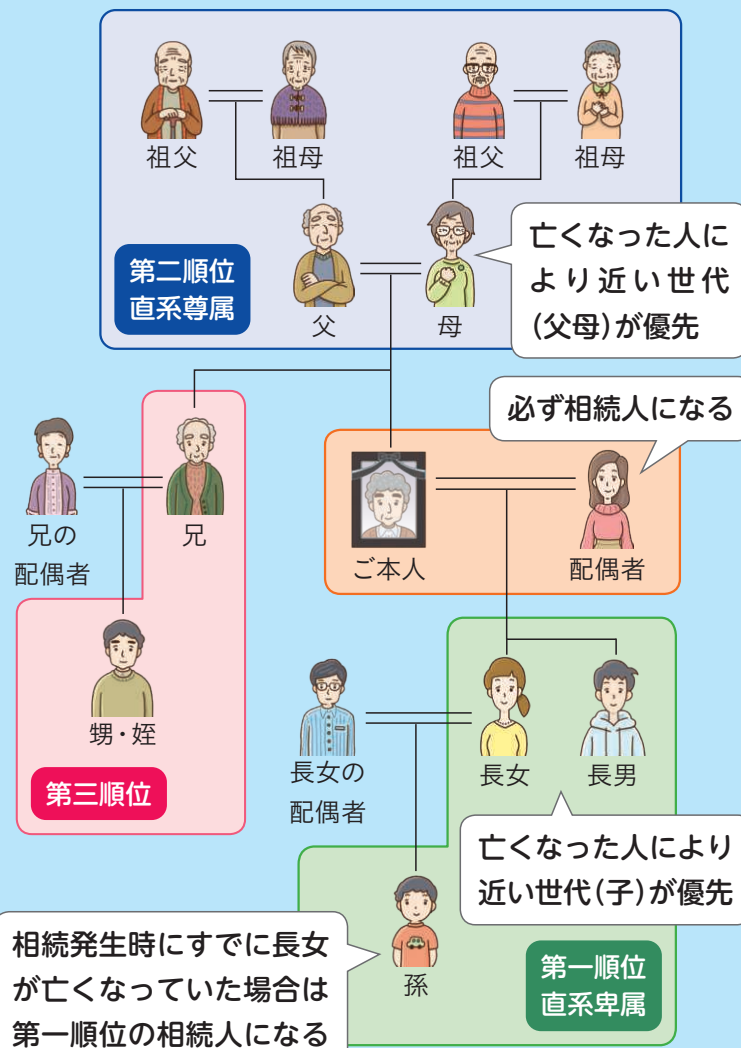
◆財産をどのように分けるか考える

財産の内容が把握できたら、次はプラスの財産をどのように分けるかを考えましょう。6ページから8ページの相続人の範囲や相続分の割合、遺留分についての解説も参考にしてください。



何を、誰に、どのように分けたいかを考えましょう

法定相続人の範囲



(記入日： 年 月 日)

ゆずりたいもの

(例) 自宅

(例) ○○銀行の預金

受け取ってほしい人

配偶者

子

分け方など

すべて

アイとタクミで2分の1ずつ

「財産の一部を
公益団体に寄附したい」
などの希望があれば、
具体的に書いて
おきましょう。



※亡くなった人に前の配偶者との間の子がいる場合、
その子も第一順位の相続人となります。

時間の経過とともに
財産の状況や遺言者の心情が
変化するのは自然なことです。
そのときは、あらためてご自身の
考えを整理してみてください。



一度考えたら
終わりではなく、
定期的に見直すことが
大切なのね。



日頃から家族と
話をしておくことも
大事だね。

◆遺言の執行について考える

財産の分け方が決まったら、遺言の執行について考えましょう。14ページの解説も参考にしてください。



遺言執行者について考えましょう

(記入日： 年 月 日)



遺言執行者には
財産管理の経験や
法律の知識が求められます。
弁護士などの専門家や
信託銀行などの法人に依頼する
ことも検討しましょう。



考えることがたくさんあって、一人で遺言を
完成させるのはなかなか大変そうだなあ。

一人で悩まずに、信託銀行などの専門家の手を
借りるのも一つの方法です。私たちもご協力します。



信託銀行は銀行なのに遺言もつくれるの？



もちろん遺言作成のお手伝いもできますし、
それだけじゃないんですよ。
4章でくわしくご説明します！

◆家族へのメッセージを考える

ここまでを振り返って、どのようなメッセージをのこすか考えましょう。



財産の分け方を決めた理由や、家族への感謝などを自由に書き留めておきましょう

(記入日： 年 月 日)

3章のワークは、信託協会のホームページからダウンロードして
自由にお使いいただくことができます。

URL <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/document/pamphlet.html>

QRコードは
こちら！



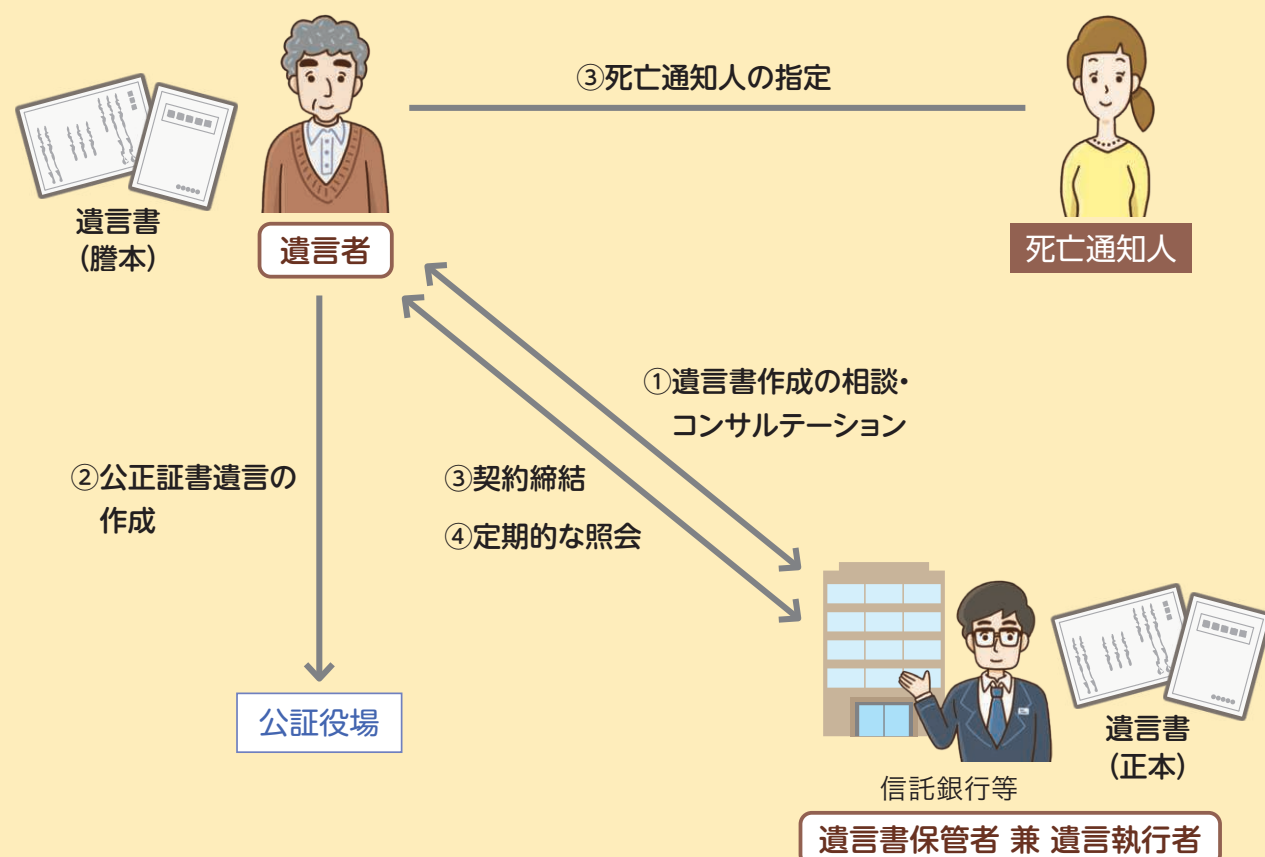
信託銀行等でできること

◆遺言書の作成から執行まで一貫してサポートを受けたい方へ

信託銀行をはじめとする信託兼営金融機関や信託会社（以下、信託銀行等といいます。くわしくは30ページへ）では、遺言書の作成の事前相談や遺言書の保管、相続開始後の遺言の執行などを行う「遺言信託」というサービスを提供しています。

遺言信託

相続開始前

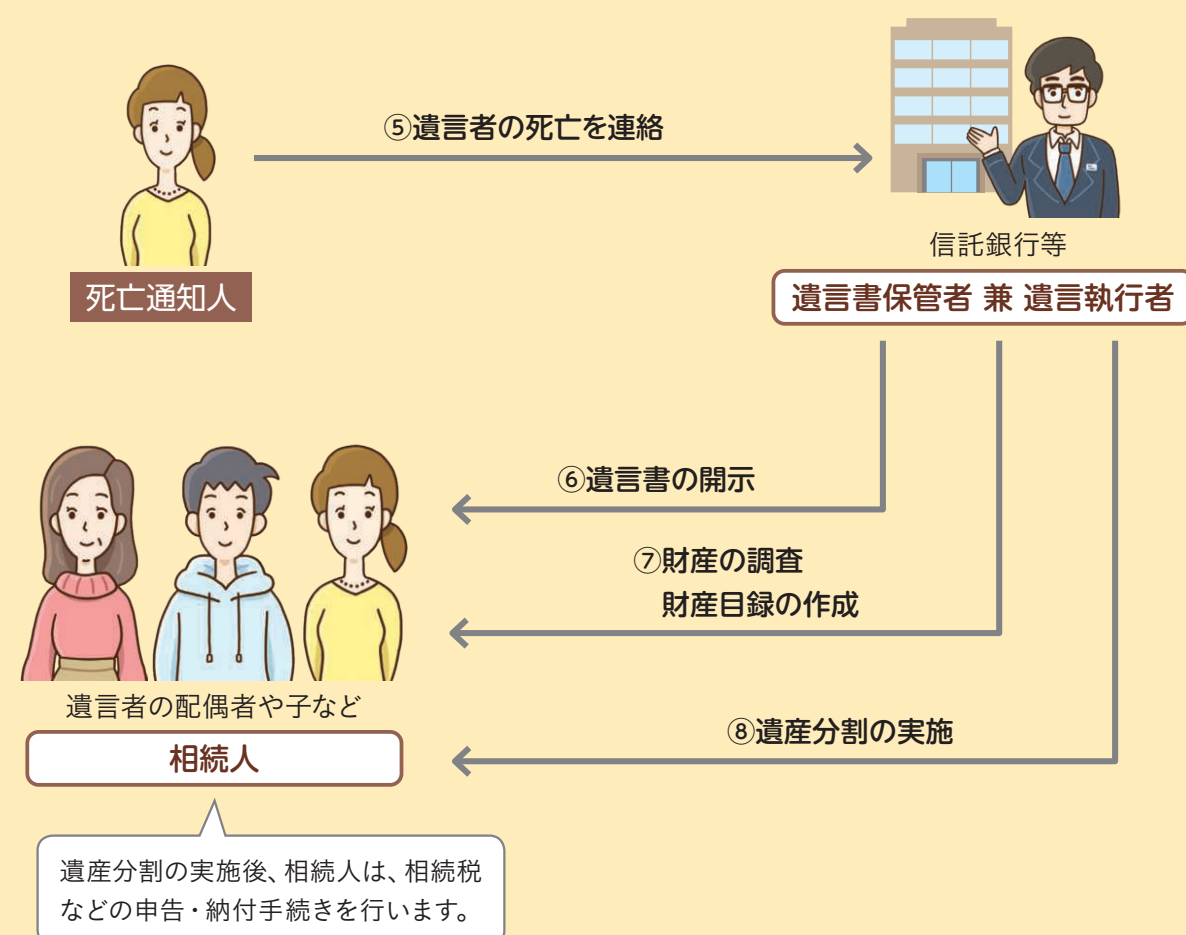


- ①遺言者は信託銀行等で遺言書の作成について事前相談を行います。
- ②公証役場で、財産に関する遺言執行者として信託銀行等を指定する公正証書遺言を作成します。
- ③公正証書遺言を作成したら、信託銀行等に遺言信託の申込みを行います。このとき、遺言者が亡くなったときに信託銀行等に連絡する「死亡通知人」を相続人などの中から指定します。遺言信託の契約後は、信託銀行等が遺言書の正本を保管し、遺言者は、遺言書の謄本を保管します。
- ④信託銀行等は、財産や相続人の状況などに遺言の見直しが必要な事象が生じていないかどうか、定期的に照会します。

主な関係者



相続開始後



- ⑤遺言者が亡くなったら、死亡通知人は、信託銀行等に連絡します。
- ⑥信託銀行等は、相続人などの関係者に遺言書の内容を開示します。その後、信託銀行等が遺言執行者に就職します。
- ⑦信託銀行等は、相続人などの関係者の協力を得ながら財産の調査を行い、調査の結果に基づいて、財産目録を作成します。作成した財産目録は、相続人に交付されます。
- ⑧信託銀行等は、遺言書の内容に基づき、遺産の管理、名義変更、引渡しなどを行い、遺産分割を行います。執行手続きが完了したら、そのことを相続人に報告します。

遺産整理業務

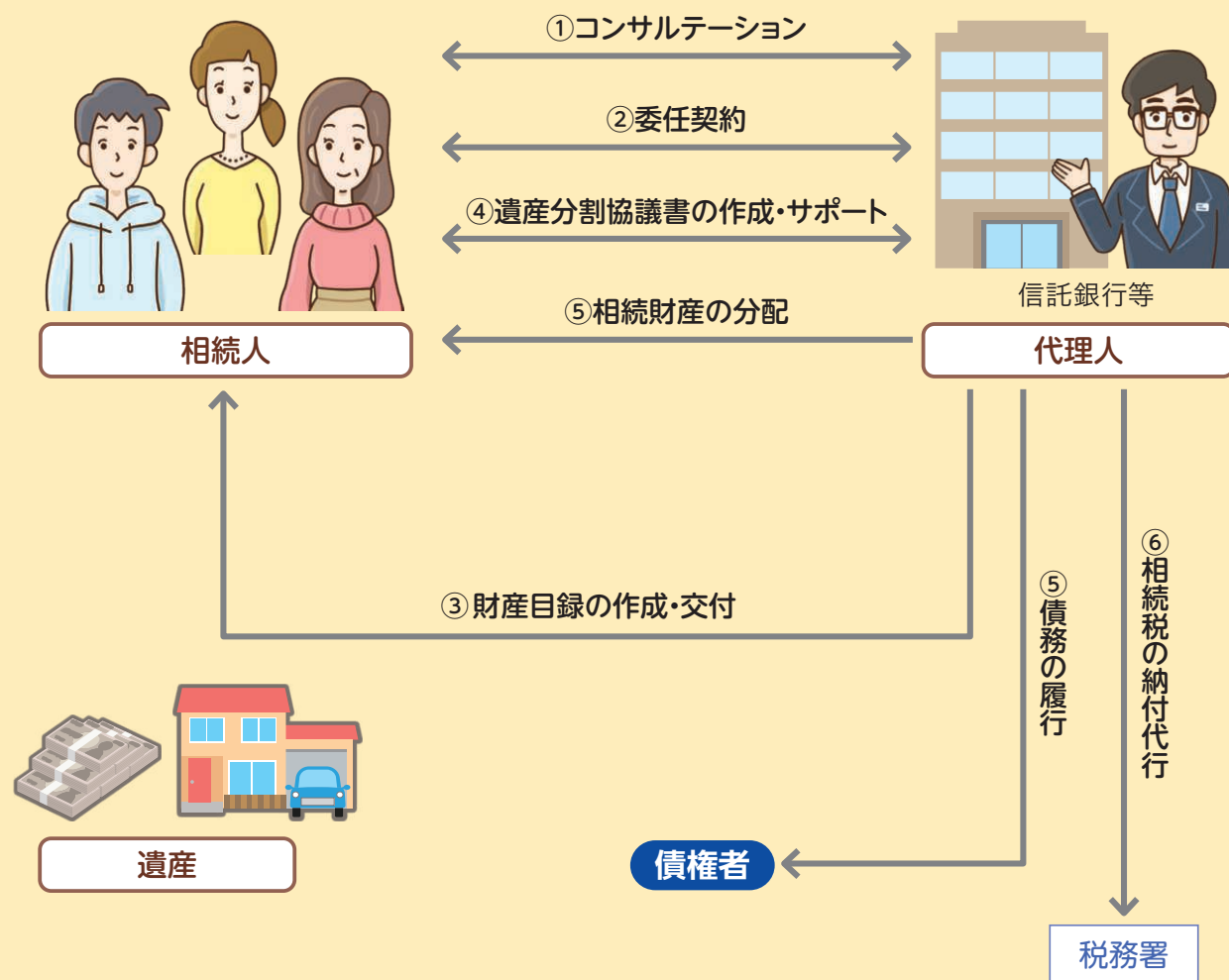
遺産整理業務では、信託銀行等は、相続人全員から委任を受けて代理人となり、財産の調査や財産目録の作成、遺産分割協議書に基づく遺産分割の実施（預貯金・有価証券などの換金・名義変更や不動産の名義変更、相続人への引渡しなど）、相続税などの申告・納付に関するサポートなどを行います。

遺言者の依頼により、相続発生前から相続発生後までをサポートする遺言信託とは異なり、遺産整理業務では、相続人の依頼により、すでに発生している相続を信託銀行等がサポートします。

遺言信託は
私が亡くなる前に
自分で依頼するもので、
遺産整理業務は
私が亡くなった後に
妻や子たちが依頼するもの
ということだね。



遺産整理業務の流れ



信託銀行や信託会社ってどんなところ？

○信託銀行とは

銀行などの金融機関は、銀行法などの法律により取り扱うことのできる業務の範囲が決められています。しかし、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」（兼営法）に基づき認可を受けることにより、金銭や有価証券などの財

産を引き受ける信託業務と併營業務を営むことができるようになります。

つまり信託銀行は、預金・貸出などの銀行業務に加え、信託業務と併營業務も行うことができる、より広い業務領域を持った金融機関です。

銀行法に基づく業務

銀行業務

- 預金業務
- 貸出業務
- 為替業務
- 付随業務
(有価証券の売買、デリバティブ取引など)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく業務

広義の信託業務

信託業務（狭義）

- 金銭の信託
- 有価証券の信託
- 金銭債権の信託
- 動産の信託
- 不動産の信託

など

併營業務

- 相続関連業務
(遺言執行、遺産整理など)
- 証券代行業務
(株主名簿管理、名義書換)
- 不動産関連業務
(売買仲介、鑑定など)

など

○信託会社とは

信託業法に基づき免許または登録を受けて信託業務を営む会社のことで、自らの裁量で信託財産の管理・運用・処分を行う「運用型信託会

社」と、委託者などから指図を受けて信託財産の管理を行う「管理型信託会社」があります。

相違点	信託銀行	信託会社
設立の根拠	「銀行法」上の免許、「兼営法」上の認可	「信託業法」上の免許あるいは登録
業務の範囲	「銀行業務」「信託業務」のほか、相続関連業務、証券代行業務、不動産関連業務などの「併營業務」を行う	もっぱら「信託業務」を行い、信託業務に支障を及ぼさず、かつ信託業務に関連する範囲で相続関連業務などの「兼營業務」なども行う
商号(社名)	商号に「信託」を使わないこともできる	法律の定めにより、商号に「信託」を使用しなければならない

地方銀行などの
地域金融機関も、
認可を受けて信託業務を
営むことができます。

「信託契約代理店」として
信託サービスの窓口と
なっているところも
あります。

◆遺言書の作成以外の方法も検討したい方へ

財産を「つなぐ・ゆずる」ときに利用できる遺言書以外の方法の1つに「信託」があります。信託は、大切な人への想いをこめて財産をつなぐことのできる制度です。

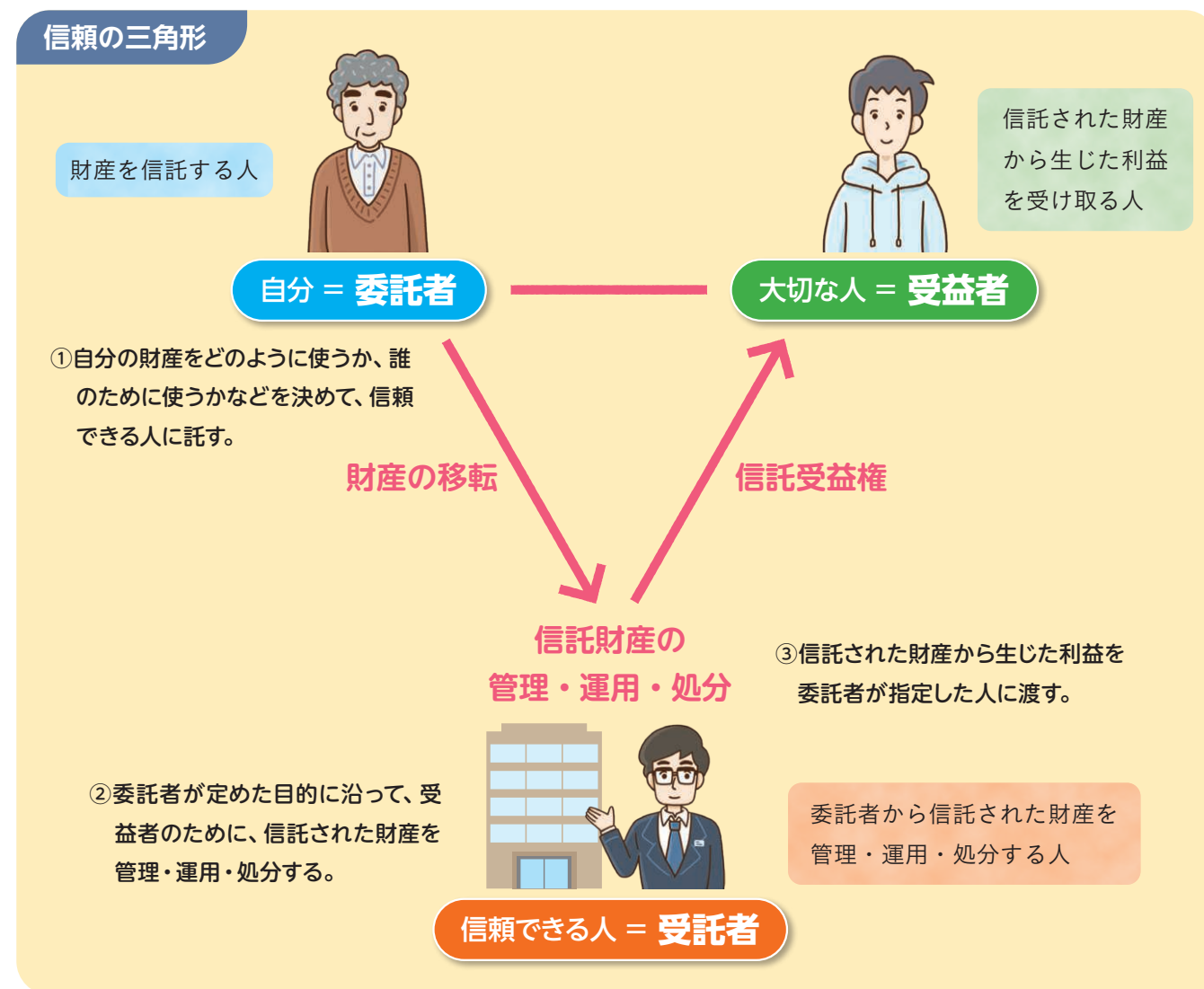
信託の基本的なしくみ

信託は、財産を託す **委託者**、託された財産（信託財産）を管理・運用・処分する **受託者**、信託財産から生じる利益を受け取る **受益者** の三者で構成されます。

具体的には、委託者は、自分の大切な財産を信頼できる人（受託者）に託します。そして、受

託者は、委託者の大切な人（受益者）のために託された財産の管理・運用・処分を行います。

信じて託す人の信頼に応え、その想いを形にする「信託」。このしくみを支えるのが、「信頼の三角形」です。



7ページで、遺言により遺贈、相続分の指定や遺産分割方法の指定を行うときは、遺留分に注意する必要があることを説明しました。
信託を利用して財産を引き継ぐ場合も、遺留分制度の制約を受けます。
くわしくは取扱い信託銀行等にご相談ください。

遺言代用信託

信託銀行等に財産を信託し、生存中は本人を受益者として本人のために管理・運用してもらい、亡くなった後は、家族などを受益者と定めることによって、家族などに財産を引き継ぐことができる信託です。

本人が亡くなると、預金口座が凍結され、預金の引き出しや引き落としが制限されますが、遺言代用信託を利用して、あらかじめ委託者が死亡後の資金の受取開始時期や受取額・受取方法を定めておけば、委託者が亡くなった後も、その定めに従って引き続き給付などが行われます。

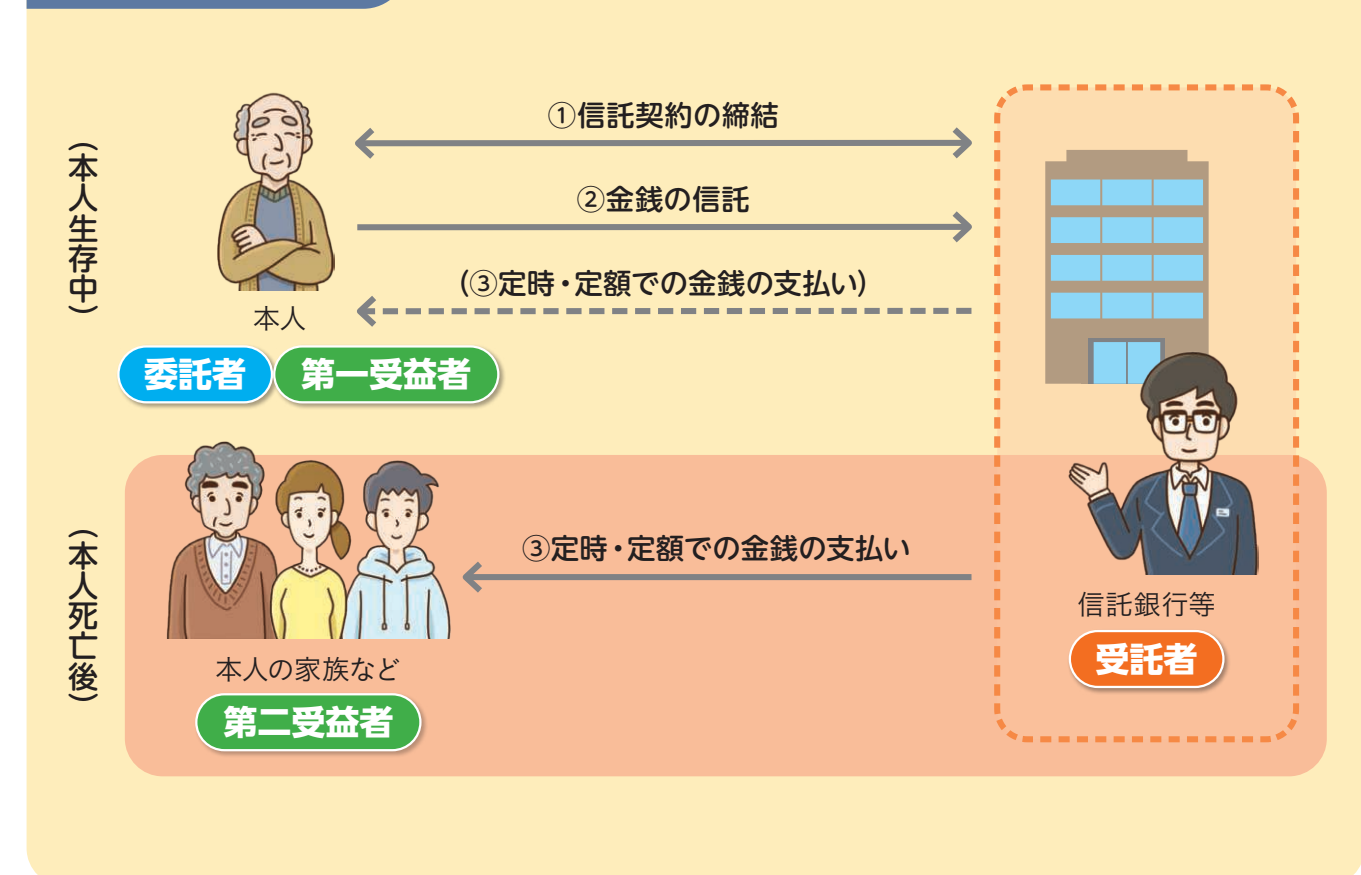
たとえば、葬儀費用などの委託者が亡くなった後にすぐに必要となる資金について、のこされた家族がスムーズに給付を受けることができるようにしたり、のこされた家族に年金のような定時・定額の給付を続けて生活を支えたりすることができます。

また、生存中は本人を受益者とし、亡くなった後は本人の配偶者を、配偶者が亡くなった後はさらに本人の子を連続して受益者とする『後継ぎ遺贈型の受益者連続信託』もあります。なお、遺言代用信託の受益権は、法律上、遺産分割の対象外として扱われます。

※2019年7月から、相続人は、「預金額に法定相続分をかけた額の1/3（上限150万円）まで」であれば、他の相続人の合意がなくても凍結中の口座から預金を引き出すことができるようになりました。



遺言代用信託のしくみ



特定贈与信託（特定障害者扶養信託）

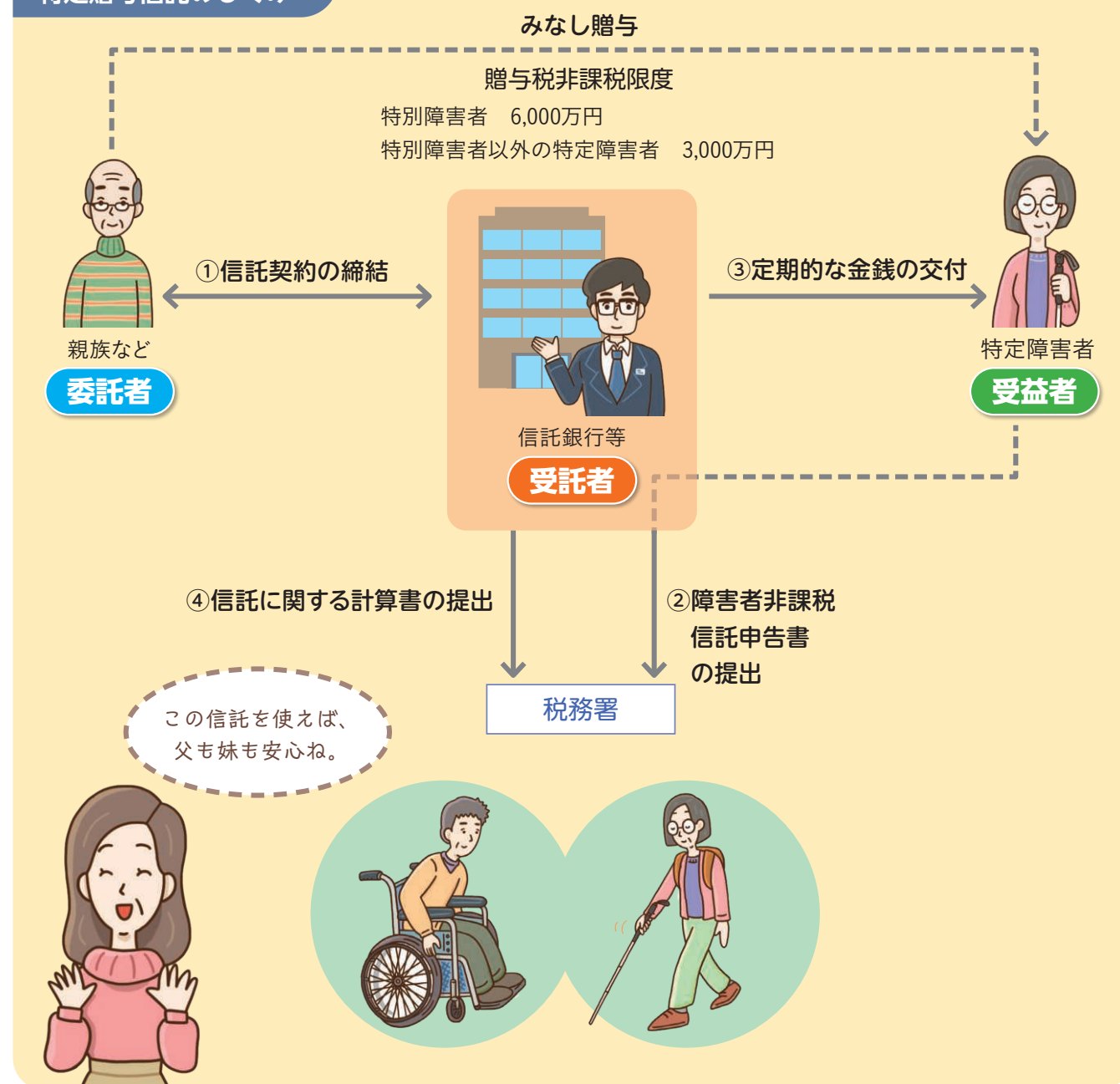
障害者の生活の安定を図ることを目的とし、その親族や篤志家などが信託銀行等に金銭などの財産を信託するものです。信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、特定障害者（以下に記載する「特別障害者」および「特別障害者以外の特定障害者」をいいます。）の生活費や医療費などにあてるため、信託財産の一部から定期的に金銭を交付します。

この信託を利用することにより、特別障害者（重度の心身障害者）については6,000万円、

特別障害者以外の特定障害者（中軽度の知的障害者および障害等級2級または3級の精神障害者など）については3,000万円を限度に贈与税が非課税となります。

特定障害者が亡くなった際の残余財産は、その相続人または受遺者に交付されます。また、信託する際に、ボランティア・障害者団体や社会福祉施設などを指定しておくことで、残余財産を寄附して他の障害者のために活用することもできます。

特定贈与信託のしくみ



後見制度支援信託

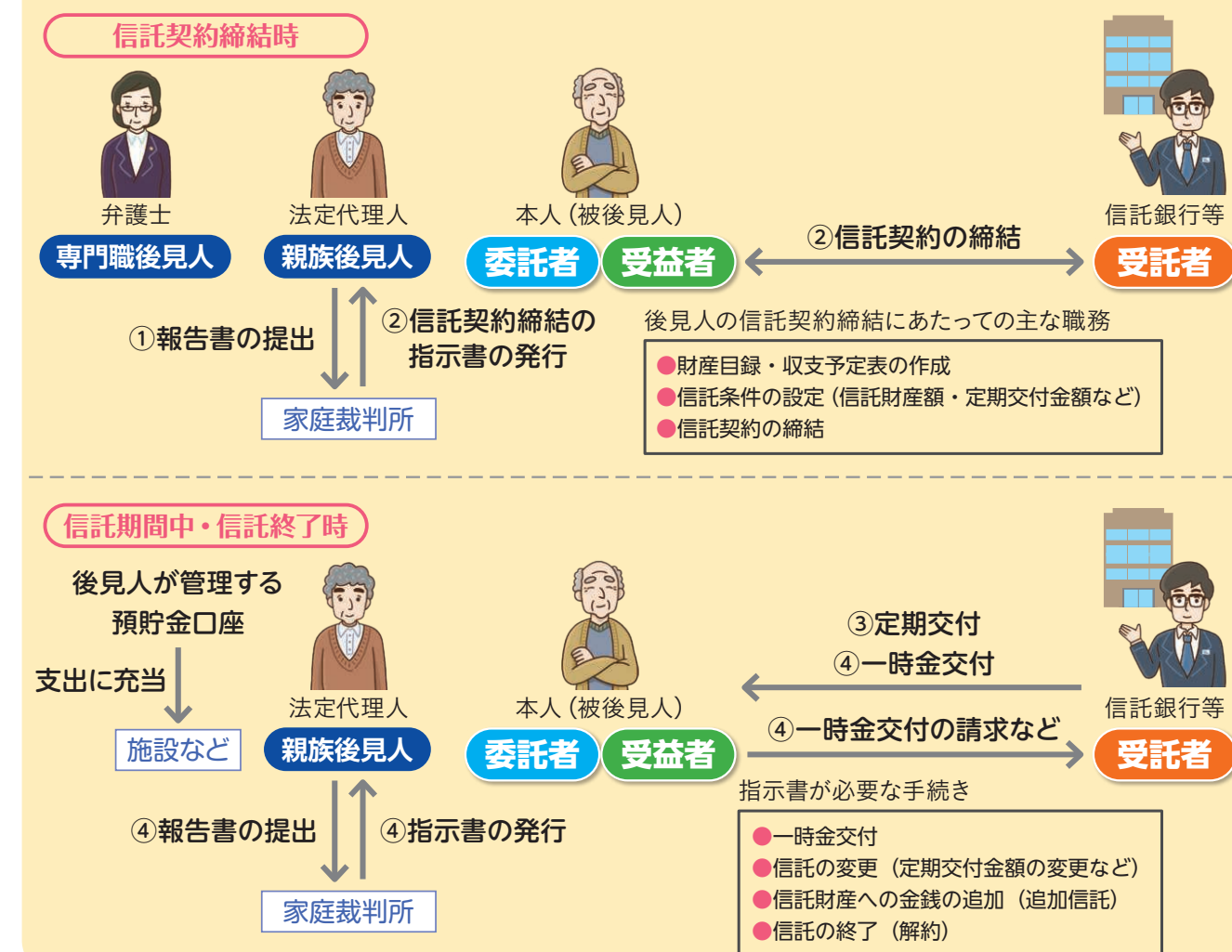
後見制度を財産管理面でバックアップするための信託です。このしくみでは、後見制度による支援を受けている方（本人）が金銭を信託銀行等に信託します（信託契約の締結手続は後見人が行います）。信託された金銭の中から、本人の生活費用などの支出に充当するための定期

的な交付や、医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

この信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続が、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、安全に本人の財産を保全することができます。

後見制度支援信託のしくみ

※弁護士などの専門職が後見人に選任され、その後、親族などに引き継ぐケース



高齢の方の財産管理と信託

高齢になると、認知症などにより判断能力が低下し、日常的な財産の管理が難しくなることがあります。高齢化の進展に伴い、高齢になってからの財産管理が社会的な課題となっています。

近年、信託銀行等では、解約制限を付けて財産を守ったり、契約者ご本人が認知症などに

なってしまうと代わりに手続きを行う人をあらかじめ設定したりして、将来に備える信託を提供しています。

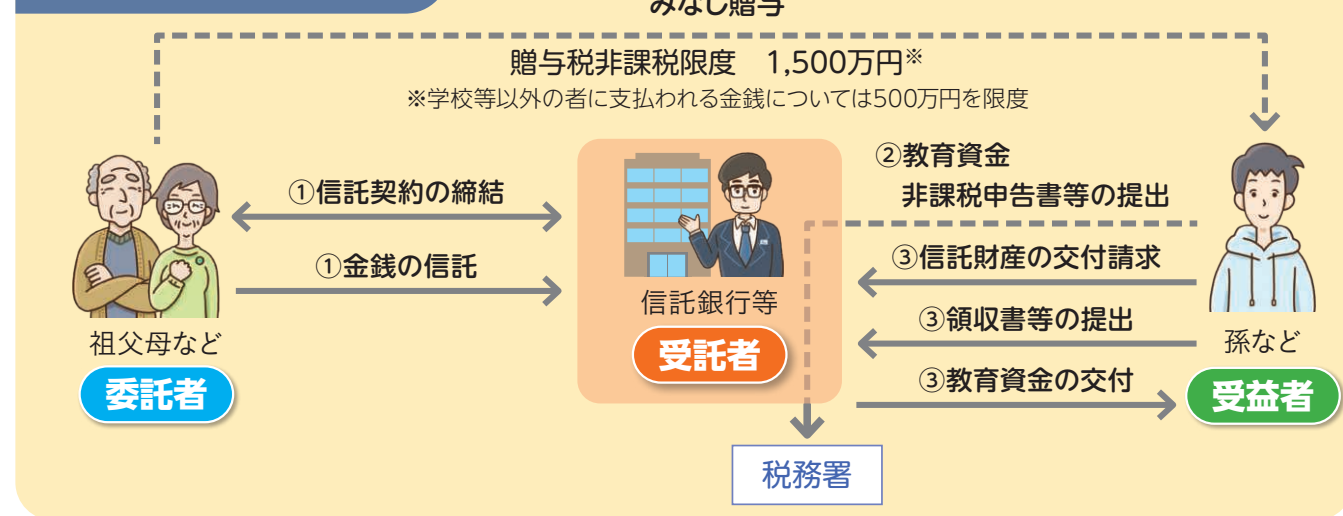
「相続のことも心配だけど、今後の財産管理についても気になっている」という方は、信託銀行等で相談してみてもいいかもしれません。

教育資金贈与信託

孫などの教育資金として祖父母などが信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,500万円（学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円）を限度として贈与税が非課税となる信託です（ただし、2023年3月31日までの間に信託されたものに限られます）。

この信託では、贈与をする方は、贈与を受ける方の直系尊属（祖父母など）に限られます。また、贈与を受ける方は、信託を設定する日において30歳未満で、贈与の前年における合計所得金額が1,000万円以下の個人に限られています。

教育資金贈与信託のしくみ



結婚・子育て支援信託

孫などの結婚・出産・子育て資金として祖父母などが信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,000万円（結婚に際して支出する資金については300万円）を限度として贈与税が非課税となる信託です（ただし、2023年3月31日までの間に信託されたものに限られます）。

この信託では、贈与をする方は、贈与を受ける方の直系尊属（祖父母など）に限られます。また、贈与を受ける方は、信託を設定する日において18歳以上50歳未満で、贈与の前年における合計所得金額が1,000万円以下の個人に限られています。

結婚・子育て支援信託のしくみ

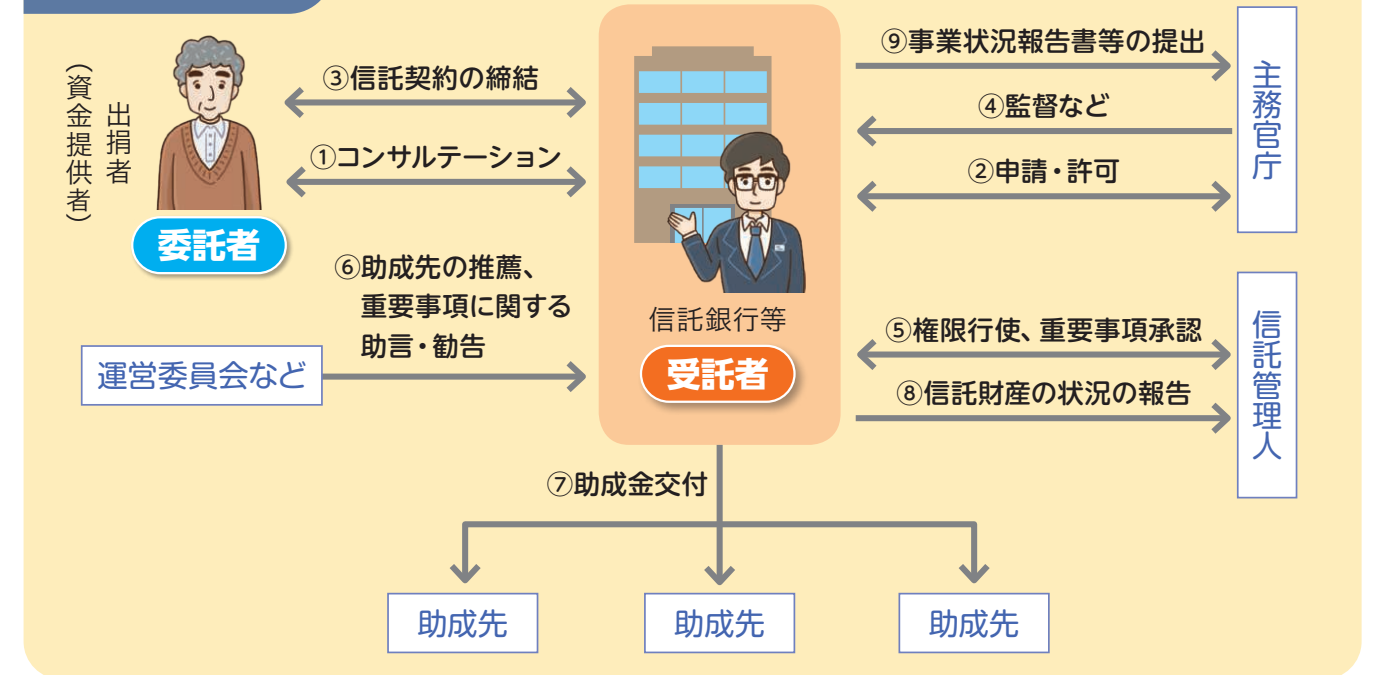


公益信託

奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉などの公益活動の助成を目的とし、個人や企業が信託銀行等に金銭などの財産を信託するものです。一

定の要件を満たす公益信託は、寄附金控除などの適用を受けられます。

公益信託のしくみ

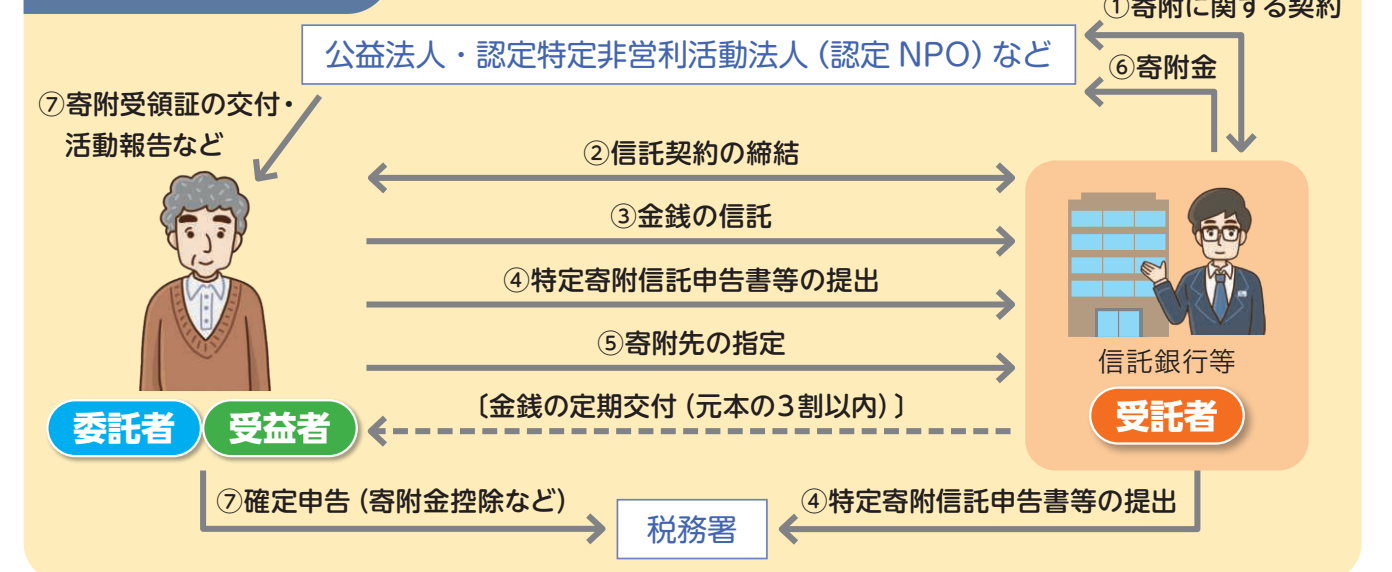


特定寄附信託

信託銀行等と契約した公益法人等（公益法人や認定特定非営利法人（認定NPO）など）のうち、委託者である寄附者が指定した公益法人等に、信託された金銭を運用収益とともに寄附し、公益のために活用する信託です。

寄附者が寄附する公益法人等を指定することができ、寄附先からの定期的な活動報告により活動状況を知ることができるといった特徴があります。また、寄附者が寄附金控除などを受けることができるほか、運用収益が非課税になります。

特定寄附信託のしくみ



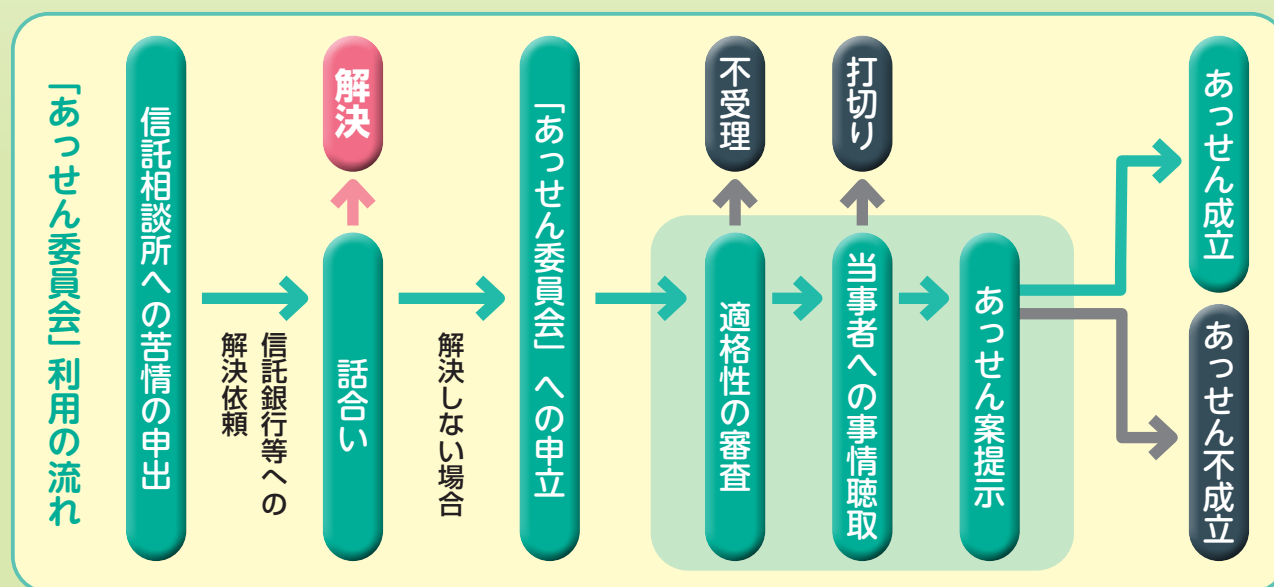
困ったことがあったら ～信託相談所～

信託協会では、信託相談所を設置し、お客さまからの信託に関する相談や苦情を受け付けています。また、金融庁から法律に基づき指定紛争解決機関の指定を受けて、信託銀行等の業務に関する苦情の解決、争いがある場合のあっせんなどを行っています。



トラブルが解決せず
困ったときには・・・

信託銀行等とのトラブルがなかなか解決しないときは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。
「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家などで構成される中立、公正な委員会です。



信託相談所

受付時間 午前 9 時～午後 5 時 15 分（土・日・祝などの銀行の休業日を除く）

電話 0120-817-335（フリーダイヤル）

または 03-6206-3988（携帯電話の場合）

※相談・苦情・あっせんはすべて無料で受け付けています。

詳しくは信託協会ホームページをご覧ください。

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/consultation/>



お気軽に
ご相談ください！



信託協会のご案内

信託協会の主な活動

- ① 信託に関する調査研究および資料収集
- ② 信託業務および信託事務の改善に関する調査、企画
- ③ 関係官庁等に対する提言および相互の連絡、調整
- ④ 信託の研究振興に関する企画、運営
- ⑤ 信託の社会的機能等に関する広報活動
- ⑥ 信託利用者の保護および利便性向上に関する活動
- ⑦ 相談、苦情処理および紛争解決に関する業務の企画、運営

信託協会は、信託業務を営む金融機関（信託銀行、都市銀行、地方銀行など）や信託会社加盟する金融団体です。信託制度の発達を図り、公共の利益を増進することを目的とした活動を行っています。



信託協会のホームページでは、信託のしくみや信託商品を分かりやすくご紹介しています。



ポイント①

4つのコンテンツから、知りたい情報へ簡単にアクセス！

- 信託について
- 信託商品／活用方法
- ニュース／要望書
- 信託に関する相談窓口

ポイント③

「イチから学ぶ信託」もチェック！
「信託ってなに？」など、あなたの疑問を博士が解決。
「楽しく学ぶ信託クイズ」にも挑戦しよう！

ポイント②

全国へ無料で講師を派遣！
ご希望のテーマに沿って、分かりやすく信託をご説明します。まずはお気軽にご相談ください！

ポイント④

「動画で学ぶ信託」で具体的な活用方法を紹介！
さらに詳しく知りたい方は、各種パンフレットもご覧ください。



〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL：03-6206-3981
<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/>



やさしい信託のはなし

相続・遺言と信託

ご自身の財産を
次世代へつなぐ「相続」に
ついて考えたとき、
「遺言」にはどんな役割が
あるか、ご存じですか？



「相続・遺言」の基礎知識や、
役に立つ「信託」について
やさしく解説します。



本資料は、信託制度の概要等を紹介し、
信託の普及を目的として作成しているものであり、
個別の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。

2023年1月発行